

■診療科目 / 内科・消化器内科  
呼吸器内科・アレルギー科・糖尿病内科  
心療内科・放射線科



**こうぐち内科クリニック**  
院長 孝口 雅宣

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	／	●	●	／
午後 4:00~ 7:00	●	●	●	●	／	／	／	／

岩出市湯窪51  
**TEL0736-61-5252**

製紙用切削木材チップ製造  
チップ販売

**蜂本商会**  
有限会社

紀の川市上野354  
工場 TEL 0736-77-2475  
FAX 0736-77-7285

食品全般の輸送はお任せ下さい!!  
車両全般の塗装、钣金承ります!!

新鮮食品・冷凍食品など24時間365日  
京阪神定期便運行しています!!

**株式会社 大野商事運輸**  
代表取締役 大野 裕一

中古トラック・重機の販売・  
買い取りもしています

本社 〒643-0074 和歌山県有田郡広川町西広261-13  
**TEL (0737)-62-4757**  
**FAX (0737)-62-4303**

造園・外構・エクステリア  
ガーデニング



**西平造園**

紀の川市粉河524-3  
エーナヨイニワ  
**0120-074128**  
FAX 0736-79-6000

従業員募集中



せいぶつりこうがくぶ  
近畿大学 **生物理工学部**  
KINAI UNIVERSITY

- 生物工学科
- 遺伝子工学科
- 食品安全工学科
- 生命情報工学科
- 人間環境デザイン工学科
- 医用工学科

◆大学院・生物理工学研究科  
生物工学専攻 生体システム工学専攻

新車 中古車  
钣金塗装 車検修理

お車販売も力を入れています。  
責任を持って大切なお車の修理をいたします。

**R Style**  
TSUJIUCHI CAR PROJECT DAZE

☎ 0736-73-7407  
〒649-6521  
和歌山県紀の川市馬宿1070

特殊ボルト・ナット・パーツの専門メーカー

**Oi tech**

自動車、家電用などの身のまわりで  
活躍する、特殊ボルト、ナットを  
製造しています。



オーアイテック株式会社  
〒649-6402 紀の川市北勢田726番15  
TEL 0736-67-8686  
FAX 0736-67-8685



長岡測量設計事務所  
長岡土地家屋調査士事務所

岩出市桜台136-75  
☎ 0736-63-0635

長岡石材店  
紀の川市名手西野341  
☎ 0736-75-2608

造園工事一式

**株式会社 原造園**

紀の川市遠方344  
**TEL 0736-73-4352**  
FAX 0736-73-7850

紀の川市暮らしのガイドブック

# 行政ガイド インデックス

 救急・防災 …………… 38	 介護・福祉 …………… 66
 各種相談 …………… 48	 健康・保健 …………… 80
 住民票・戸籍・印鑑登録 …………… 50	 生活・環境・産業 …………… 82
 税金 …………… 56	 議会・選挙 …………… 93
 保険・年金 …………… 58	 生涯学習・スポーツ …………… 94
 子育て・教育 …………… 62	



安心の電気工事  
をお届けします

電気工事  
設計・施工  
電気製品の販売

**大西電気**  
桃山町調月1851-2  
☎ 0736-60-1391 FAX 0736-60-2172

**酒井水道**

紀の川市指定水道工事店  
給排水衛生空調工事  
設計・施工

事業内容  
給排水衛生設備工事  
空気調和設備工事  
浄化槽設備工事  
リフォーム工事  
貯水槽清掃工事  
設計施工

紀の川市貴志川町井ノ口1021-8  
TEL (0736) 64-4589  
FAX (0736) 64-8279

農薬・肥料・資材

**吉村商事株式会社**

〒640-0414  
和歌山県紀の川市貴志川町国主41  
**TEL (0736) 64-2578**  
**FAX (0736) 64-2579**

# 救急・防災

## 救急

### 救急車の適正利用にご協力ください！！

令和4年中の救急出動件数は5,711件で5,450人を医療機関に搬送しました。

那賀消防組合では、現在6台の救急車で管内約12万人の救急要請に対応しています。緊急を要さない軽い病気やケガ等で救急車を利用すると、1分1秒を争う重症・重篤な人への対応が遅れることが懸念されます。

救急車には限りがあります！

救急車を本当に必要としている人のために適正利用についてご協力をよろしくお願いいたします。

### こんな時は、迷わず119番通報してください

- \*意識がないとき
- \*激しい頭痛
- \*胸や背中での激しい痛み
- \*呼吸が苦しいとき
- \*やけどの範囲が広い等



和歌山広域消防指令センター

### 119番通報の要領

#### 通報のポイント

「火事か?」「救急か?」

出動する場所をはっきり！ 場所	〇〇市〇〇、〇〇番地 目標になる建物・交差点・公園等
火事の場合	何が燃えているか。逃げ遅れた人、けがをした人はいないか。
救急の場合	病気やケガの状況、性別、年齢、持病、かかりつけの病院
通報者の氏名・連絡先	私は〇〇です。電話番号は〇〇-△△△△

※落ち着いて指令員の質問に答えることが最も効率のよい通報です！

**お問合せ先** 那賀消防組合消防本部 警防課通信指令室  
TEL 0736-61-1791

#### 備考

119番通報は、平成27年4月1日以降、和歌山市消防局内に設置される和歌山広域消防指令センター（和歌山市消防局・那賀消防組合・海南市消防本部・紀美野町消防本部で共同運用）で受付しています。

なお、消防車・救急車は従来どおり災害現場に近い那賀消防組合の各消防署から出動しますので、安心してください。

### 救急医療情報

#### 夜間・休日でも開いている医療機関を探したいとき…

- 県救急医療情報センター**  
TEL 073-426-1199 (いい救急) (24時間体制)
- 那賀消防組合**  
TEL 0736-61-1791 ※歯科の休日案内も行っています

#### 休日に医療機関を受診したいとき…

- 那賀休日急患診療所**  
TEL 0736-77-6410  
日曜・祝日・年末年始の午前9時～正午、午後1時～5時

#### 夜、子どもが急病で、朝まで様子をみても大丈夫か判断に迷ったとき…

- 夜間・休日の子どもの救急相談ダイヤル**  
#8000またはTEL 073-431-8000 平日は午後7時～翌午前9時  
土・日・祝日は午前9時～翌午前9時

#### 夜間・休日に子どもが急病で小児科を受診したいとき…

- 小児救急医療ネットワーク「すこやかキッズ」**  
TEL 073-425-8181 (和歌山市吹上5-2-15)  
平日夜間は午後8時～翌午前6時  
土・日・祝日の夜間は午後7時～翌午前6時  
休日昼間は、午前10時～正午、午後1時～5時  
※電話で伝える時の内容は、住所・氏名・年齢・患者の症状・電話番号です。

### 県内の医療機関に関する情報を知りたいとき…

わかやま医療情報ネット 検索

### 応急手当を身につけよう

私たちはいつどこで突然のケガや病気におそわれるかわかりません。応急手当は家庭、学校、職場で誰もができますが、経験がなければいきなり実践することはできません。

応急手当の知識と技術を、何よりもまず、多くの人が身につけることが大切です。

那賀消防組合では、各種講習会を開催！心肺蘇生法やAEDの使用法、止血法等の指導をしています。ケガや病気、または重篤で救急車を必要とする市民から、救急隊への命のリレーとしての応急手当を身につけませんか？

### 自動体外式除細動器(AED)

AEDは、突然の心臓停止で心肺蘇生を行う時、唯一の医療器具でありながら一般の人でも簡単に確実に操作ができ、社会復帰の確率が大変高いことで知られています。

このAEDは、空港や駅、催し物ホール、デパートや公共施設等のわかりやすい場所に、すぐに使用できるよう設置されています。日頃からいざという時に備え、設置場所の確認をしておくで安心です。

### 自動体外式除細動器(AED)設置施設一覧

番号	地区	施設の名	施設の所在地
1		紀の川市役所 本庁舎	西大井338
2		紀の川市役所 南別館	西大井338
3		紀の川市役所 健康推進課	西大井338
4		紀の川市役所 危機管理消防課	西大井338
5		紀の川市役所 高齢介護課	西大井338
6		紀の川市役所 生涯スポーツ課	西大井338
7		紀の川市民体育館	花野604-2
8		紀の川市民公園 管理棟	上野354-83
9		紀の川市パークゴルフ場	窪598-1
10		打田生涯学習センター	西大井363
11		古和田会館	古和田626
12	打田	打田中学校	東大井345
13		池田小学校	南中326-1
14		田中小学校	打田1491
15		こぼと保育所	上野85
16		なるき保育所	南中367
17		八王子保育所	下井阪416
18		歴史民俗資料館	東国分671
19		薬師寺	赤尾147
20		中三谷会館	中三谷419
21		打田第1分団第22部消防器具庫	重行659-58
22		打田第2分団第17部消防器具庫	豊田644-3
23		打田第5分団第3部消防器具庫	高野27-51
24		打田第5分団第4部消防器具庫	竹房780
25		粉河ふるさとセンター(粉河支所)	粉河580
26		粉河体育館	粉河1479
27		粉河運動場 管理棟	粉河地先紀の川河川敷
28		鞆淵診療所	中鞆淵911
29	粉河	粉河中学校	粉河925
30		鞆淵小中学校	中鞆淵968-1
31		粉河小学校	粉河1558-1
32		長田小学校	長田中538-1
33		竜門小学校	杉原257-1
34		川原小学校	野上92-2

番号	地区	施設の名	施設の所在地
35		ハイランドパーク粉河	中津川802
36		粉河第1分団第6部消防器具庫	粉河3415
37		粉河第1分団第8部消防器具庫	中津川177
38	粉河	粉河第3分団第1部消防器具庫	荒見437-1
39		粉河第3分団第5部消防器具庫	風市483-2
40		粉河第4分団第3部消防器具庫	西川原185-2
41		粉河第5分団第1部消防器具庫	上鞆淵229-5
42		粉河第5分団第3部消防器具庫	下鞆淵171-3
43		那賀保健福祉センター(那賀支所)	名手市場144-1
44		那賀体育館	名手西野114-1
45		愛宕池公園	北涌1068
46		那賀総合センター	名手市場1456
47		那賀中学校	名手市場981
48		名手小学校	名手西野335
49	那賀	上名手小学校	江川中988-4
50		麻生津小学校	麻生津中10-2
51		青洲の里	西野山473
52		那賀第1分団第2部消防器具庫	平野63
53		那賀第1分団第7部消防器具庫	切畑302
54		那賀第2分団第2部消防器具庫	名手市場665-3
55		那賀第4分団第4部消防器具庫	藤崎59-1
56		那賀第5分団第5部消防器具庫	赤沼田288
57		桃山支所	桃山町元376
58		桃山保健福祉センター	桃山町最上1253
59		桃源郷総合運動公園 スタンド棟	桃山町最上1147-11
60		ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場1-2
61		桃山会館	桃山町調月384
62		介護予防拠点施設 蛭の里	桃山町野田原507-2
63		荒川中学校	桃山町元249
64	桃山	安楽川小学校	桃山町市場2
65		調月小学校	桃山町調月1101
66		細野溪流キャンプ場	桃山町垣内258-1
67		野田原下集会所 隣 旧野田原分校	桃山町野田原516
68		桃山第2分団第13部消防器具庫	桃山町調月2233
69		桃山第3分団第14部消防器具庫	桃山町善田741
70		桃山第3分団第15部消防器具庫	桃山町黒川1667-1
71		桃山第3分団第18部消防器具庫	桃山町大原662
72		貴志川保健福祉センター(貴志川支所)	貴志川町神戸331
73		そらまめサポート事務所(河南図書館3F)	貴志川町神戸327-1
74		河南図書館	貴志川町神戸327-1
75		貴志川生涯学習センター	貴志川町長原447-1
76		貴志川体育館	貴志川町長原447-1
77		貴志川スポーツ公園	貴志川町井ノ口1411-10
78		長山ふれあい公園	貴志川町長山277-735
79		貴志川中学校	貴志川町上野山232
80		中貴志小学校	貴志川町上野山55
81		東貴志小学校	貴志川町井ノ口148
82		西貴志小学校	貴志川町長原167
83	貴志川	丸栖小学校	貴志川町丸栖206
84		中貴志保育所	貴志川町神戸338
85		東貴志保育所	貴志川町井ノ口183
86		西貴志保育所	貴志川町長原722
87		丸栖保育所	貴志川町丸栖275
88		丸栖コミュニティセンター	貴志川町丸栖658
89		東貴志コミュニティセンター	貴志川町岸小野180
90		西貴志コミュニティセンター	貴志川町長山24
91		貴志川第1分団第5部消防器具庫	貴志川町国主242
92		貴志川第2分団第1部消防器具庫	貴志川町井ノ口791-4
93		貴志川第3分団第4部消防器具庫	貴志川町西山1308-3
94		貴志川第3分団第5部消防器具庫	貴志川町岸宮1124-10
95		貴志川第4分団第4部消防器具庫	貴志川町丸栖869

※上記のほか、市内の交番や駐在所にも設置されています。

(広告)



ISO 9001 ISO 14001

安全で高い品質の建設工事を通じて、顧客の満足向上、インフラ整備の水準アップと地域社会に貢献し続けます。

**小田建設株式会社** 本社 和歌山県紀の川市粉河416-4  
tel 0736-73-8288 fax 0736-73-6995

## 日本救急医療財団 全国AEDマップ

日本救急医療財団AEDマップは、突然に心停止となった人に対してAEDが使われる機会を増やし、救命率を向上させることを目的に、設置者のみなさんのご協力のもと、AED設置情報を提供しています。

URL <https://www.qqzaidanmap.jp/>



## 防火対策について

火災が発生すると、多大な被害が生じ、大切な命を失う恐れもあります。

### 家庭や職場の防火対策チェックしてみませんか？

- ・たこ足配線をしたりコンセントの周りにほこりがたまると火が出る危険があります。
- ・寝たばこやたばこのポイ捨ては絶対にしない。
- ・コンロを使用している時はその場を離れない。
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ・ストーブの近くに洗濯物等を干さない。

那賀消防組合では、水消火器での消火体験、住宅用火災警報器等の展示、煙の中の避難体験等を行っています。

ぜひ防火対策として当組合防災センターをご利用ください！

### 住宅用火災警報器

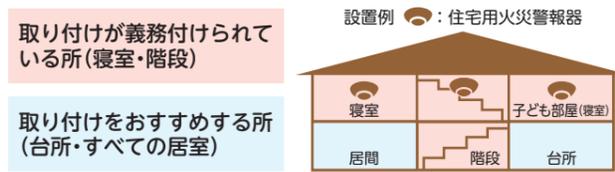
住宅には、火災警報器の設置義務があります。火事はどこの家庭にでも起こりうることです。いち早く察知し、迅速に対処できるよう、火災警報器が鳴った時の正しい対処方法を知っておきましょう。

## 紀の川市消防団

### 消防団の組織

紀の川市消防団は、消防団本部、那賀方面隊、粉河方面隊、打田方面隊、桃山方面隊、貴志川方面隊で構成されており約1,400人の団員が所属しています。

- ・火災の時…大きな声で知らせる／避難する／119番通報する(可能なら初期消火)
- ・火災ではない時…警報停止ボタンを押す／ひき紐を引く
- ・電池切れの時…電池切れ警報が鳴ったら電池または機器を交換(寿命は約10年)



## 悪質な消火器の訪問販売や点検にご注意ください！

二人組の業者を装った男が高齢者宅を訪問し、「古くて使えない消火器を買い替える必要があります。今なら値引きします」といいながら、通常価格より高く購入させたという事例がありました。

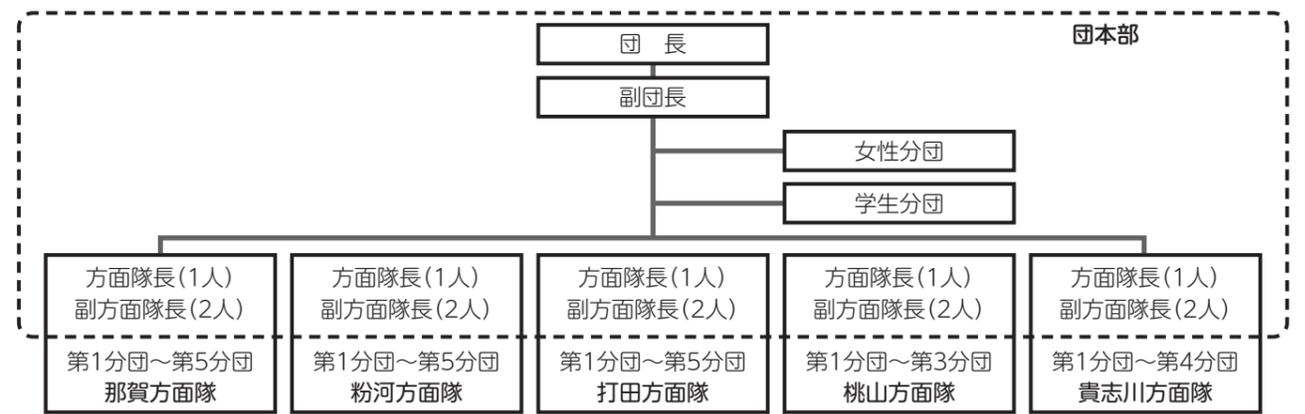
出入り業者や契約業者を装って不当な価格で消火器の訪問販売や点検をする業者がいますので、次のことに留意して、被害にあわないようにしましょう。もし、気づかずにサインや承諾をしてしまった場合は、8日以内ならクーリング・オフすることができます。

- ・身分証明書の掲示を求める。
  - ・あやしいと思ったら、勇気をもってきっぱりと断る。
  - ・契約書をよく読み、むやみにサインしない。
  - ・相手が脅迫行為にでた場合は、速やかに警察へ通報する。
- ※クーリング・オフについてはP88を参照ください。

## 感震ブレーカー

地震の揺れによる電気機器からの出火や停電からの復旧時に、電気火災が発生することがあります。感震ブレーカーを設置することにより、地震を感知して自動的にブレーカーを落として電気を止めることができます。分電盤タイプやコンセントタイプ等、様々な種類がありますので、自分の家に適した感震ブレーカーを選択し、電気火災から家を守りましょう。

### 《組織図》



### 消防団の活動

- (1) 有事の活動
- ア. 火災防ぎよ(建物火災、林野火災、車両火災等)
  - イ. 災害対応(風水害、土砂災害、地震災害等)
  - ウ. その他消防本部・警察署からの要請による活動
- (2) 平時の活動
- ア. 火災予防
  - イ. 警備警戒
  - ウ. 教育訓練
  - エ. 機械器具等、地域消防施設の点検等

### 女性分団の活動

- ア. 予防広報活動
- イ. 一般住宅訪問
- ウ. 救命講習指導
- エ. 防火指導

### 消防団への入団

消防団員は特別職の地方公務員であり、消防団長から任命され消防団活動を行います。

- ① 団員の入団条件
- 消防団員は次の条件すべてを満たす必要があります。
- ・市内に居住、勤務または通学していること
  - ・年齢満18歳以上であること
  - ・志操堅固で、かつ、身体強健であること
- (上記の条件を満たしていれば、女性、学生(大学生等)の入団も可能)
- ② 機能別消防団員の入団条件
- 機能別消防団員は、年間行事、訓練等には参加せず、日中における消火活動、大規模災害時における災害防ぎおよび災害警戒活動等を補助するための団員制度で、「団員の条件」のほか次の条件すべてを満たす必要があります。
- ・団員経験またはそれに準ずる経験が5年以上あること
  - ・所属予定部の定数内であり、各部2人までであること
  - ・任期が2年であること
- ③ 女性分団員の入団条件
- 女性分団員は、団本部に所属し予防広報活動、住宅訪問、救命講習指導等市内全域で活動を行います。次の条件すべてを満たす必要があります。
- ・市内に居住、勤務または通学していること
  - ・年齢満18歳以上の女性であること
  - ・志操堅固で、かつ、身体強健であること
- ※消防団に関するお問い合わせは危機管理消防課まで

## 消防施設

消防器具庫、防火水槽、消火栓、消防ホース格納箱、消火器(私有物は除く)等の公の消防施設の維持管理や点検は市と消防団が定期的に行っています。

防火水槽や消火栓の故障や漏水、また消防ホース格納箱内の器具の盗難等を発見された時は危機管理消防課まで連絡してください。

**危機管理部 危機管理消防課**  
 (住所) 〒649-6492 紀の川市西大井338  
 (電話) 77-2511(代表)、77-1300(直通)  
 (FAX) 77-2514  
 (課メールアドレス) k130100-001@city.kinokawa.lg.jp

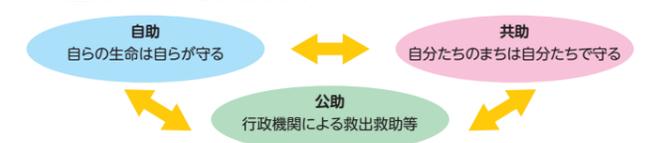
## 防災

私たちの住む紀の川市には、一級河川である清流 紀の川が流れています。その流域と支流において近年でも大雨により浸水被害が発生しました。もし、全国的に多発している数十年に一度クラスの大雨にあえば、甚大な被害が発生することも考えられます。

さらに、日本では最大の中央構造線である活断層群があります。この活断層群の延長上が平成28年4月に発生した熊本地震の中央構造線であり、いつ同じような地震がおきても不思議ではありません。また、南海トラフ巨大地震の脅威を考えると、すぐにでも災害への備えが必要です。

## 自助・共助・公助の重要性

災害が発生したときに最も大きい被害は人命が失われることです。その被害を最小限に抑えるために、「自助・共助・公助」それぞれで災害に備えて防災意識を高め、連携することが重要です。



## 家庭での備蓄

災害発生直後は、普段使っている電気、水道、ガス等が使えなくなることや、流通が途絶えるためコンビニ、スーパーから物がなくなることあり得ます。また、台風等の場合は、買い物に行けなくなることもあります。ご自身の命を守るためには、ご自身で水、食料、物資、熱源等を備えていただくことが最も大切です。各家庭で、できれば1週間程度の家族全員分の備蓄をしてください。

### 災害への備えの一例



その他

- ・貴重品
- ・日用品(ハブラシ、ラップビニール袋等)
- ・マッチ、ライター
- ・ろうそく、懐中電灯
- ・ヘルメット、手袋
- ・携帯ラジオ
- ・非常用トイレ
- ・トイレットペーパー
- ・筆記用具 等

#### 家族にあわせて必要なもの

##### 乳幼児がいる家庭

- 粉ミルク  ほ乳びん  離乳食  おむつ
- おしりふき  着替え  パスタオル  ティッシュ等

##### 妊婦がいる家庭

- 母子健康手帳  新生児用品
- 清浄綿  さらし  パスタオル等

##### 体の不自由な人がいる家庭

- 介護用品  着替え  補助具  常備薬
- 障害者手帳  お薬手帳  緊急時の連絡表等

##### アレルギーをお持ちの人がいる家庭

- アレルギー対応食品  薬等

## ローリングストック法

備蓄食料を製造日の古い順から定期的に使用していき、消費した分を新たに買い足して、常に一定量の備えがある状態にしておく方法です。

例えば、1日3食の4日分を備蓄しているとして(12食分)、1か月毎に1食分を消費して入れ替えていくと、1年間ですべての備蓄食料を入れ替えることができます。これにより、乾パンや缶詰のほか、消費期限が短い食品(レトルト・フリーズドライ)も非常に加えることができます。「消費→補充→備蓄」を繰り返すことにより消費期限切れを防ぐことができ、また、普段から食べ慣れた味で災害時のストレスを軽減できる効果があります。



## 自主防災組織に参加しましょう

地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。「自分たちのまちは自分たちで守る」共助の心構えで、自主防災の活動に積極的に参加し、災害に強い地域をつくりましょう。

### 平常時の活動

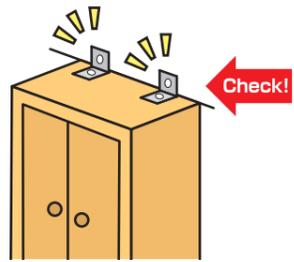
組織で防災資機材を備え、緊急時を想定した防災訓練や研修を実施し、地域住民の防災意識の向上に努めましょう。

### 非常時の活動

地域住民の相互協力により、救助・救護活動、消火活動、避難誘導等の人命を守ることを第一に活動しましょう。

## 家具等の転倒防止について

地震が起きたとき、家具の転倒や棚から物の落下、食器やガラスの飛散等によってケガをしたり、挟まれて動けなくなれば、死につながることも考えられます。



自分でできる地震対策の一つとして、家具や家電に転倒防止策をとりましょう。

特にタンスや食器棚、冷蔵庫等の背が高く重量のある家具を転倒防止器具での固定や、ガラス戸や窓に飛散防止フィルムを張る等の地震対策は効果的です。

また、寝室や出入口では家具の配置を工夫する等の安全に対する備えも必要です。

## 住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修補助制度・耐震ベッド・耐震シェルター設置補助

### 問・住宅政策課

木造住宅の耐震診断(国、県、市が負担するため無料)、非木造住宅の耐震診断(国、県、市が一部補助)を行っています。

また、耐震診断の結果、耐震性が低い建物の耐震設計、耐震改修(建替えを含む)、耐震ベッド・耐震シェルターを設置する場合は費用の一部の補助が受けられます。

- 次に掲げる要件に該当する住宅
- ①紀の川市内に存する個人所有の住宅
  - ②昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅か、平成12年5月31日以前に着工された木造の専用住宅、併用住宅、長屋または共同住宅
  - ③木造の場合は構造が次に掲げる工法以外であるもの  
(ア) 枠組壁工法 (イ) 丸太組工法  
(ウ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)旧第38条の規定に基づく認定工法
  - ④地上階数が2以下で、かつ、延べ面積が400㎡以下のもの
  - ⑤申込者が市税を完納していること

## 防災・防火の研修や訓練に、市や消防の職員が出向きます

### 問・危機管理消防課

防災や防火の知識を身につけてもらうため、市や消防の職員が、講師としてみなさんの学習会や集会に出向き、防災や防火訓練の実技指導をします。

### 研修・訓練の内容

- ・防災研修(災害への備えについて研修、避難誘導訓練、避難所設営運営訓練、家具固定や備蓄、非常時持ち出し袋について等)
- ・救急救命研修(心肺蘇生法、AEDの使い方、三角巾を使った止血法等)
- ・初期消火訓練(水消火器を使った消火訓練、模擬消火栓やホースの接続訓練等)
- 他にも起震車による地震体験、炊き出し訓練、避難所運営ゲーム等

### 対象

市内のおおむね10人以上の団体やグループ

### 申し込み

希望日の8週間前までにお問い合わせの上、申し込みください。

### その他

- ※会場の確保や参加者への連絡、当日の進行等は申請者側でしてください。
- ※個別相談・苦情・要望・交渉は受け付けません。
- ※営利・政治・宗教目的等、研修や訓練の趣旨に合わない場合は実施しません。

## 災害時要援護者支援

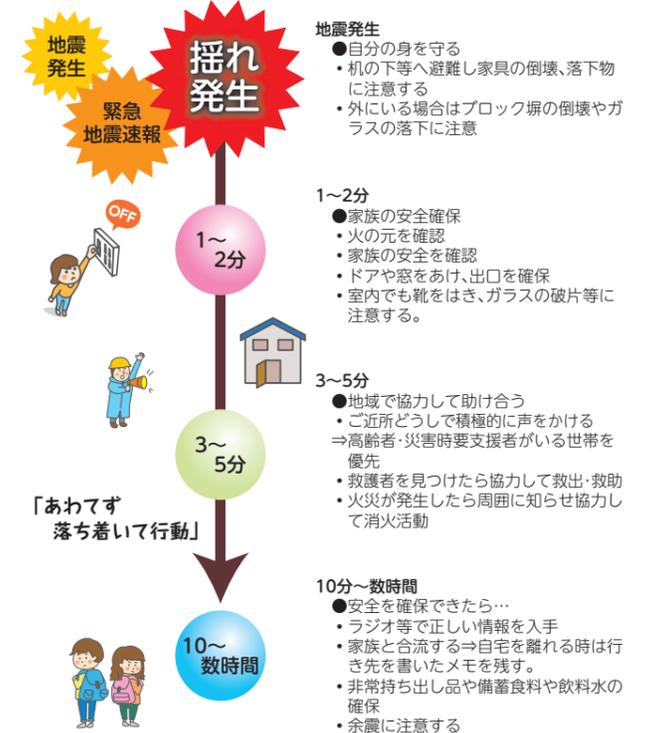
### 問・高齢介護課

### 災害時要援護者名簿

災害発生時に自ら避難することが困難な人々を災害時要援護者とし、名簿の作成を行っています。作成した名簿は、地区での避難支援等に活用されます。登録方法等くわしくはP72をご覧ください。

## もし地震が発生したら

大きな地震が発生した際、瞬時に冷静な行動をとるのは困難です。しかし、その一瞬の判断が生死を分けることもあります。あわてず冷静な行動を取れるように、地震のときの行動パターンを身につけておきましょう



## 気象警報が発表されたら

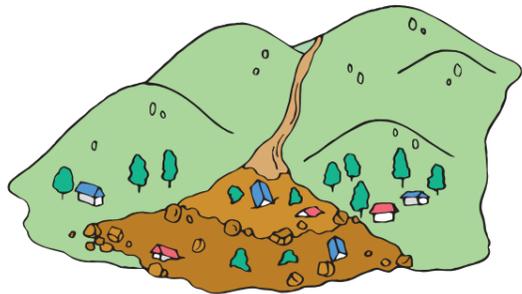
災害から自分や家族を守るために普段からの備えと早め早めの行動を取りましょう。《大雨の場合》

雨量	種類	発表条件	市民の行動
小		大雨になる天気予報	気象情報・空の変化に注意 浸水しそうな周りより低い場所等危険箇所を把握 避難場所を事前に決め、避難ルートを確認しておく 備蓄品の確認
	注意報	災害が発生すると予想された場合	最新の情報に注意し災害に備えた早めの準備 雨、風の影響を受けやすい地域・避難困難者は早めの行動 災害に備えて、家の外の備えや点検
	警報	重大な災害が発生すると予想された場合	特別警報が発表されていなくても早め早めの行動を心がけてください。 ・紀の川市の発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じ速やかに避難
	特別警報	数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況の場合	ただちに命を守る行動をとってください。周囲の状況に応じて行動してください。冷静な判断が重要です。 ・避難指示等に従い直ちに避難所に避難 ・外出が危険なときは家の中で少しでも安全な場所に移動

※気象警報は、平坦地における予測を含む3時間雨量が基準に達すると予測される場合に発表される

## 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。



## 土砂災害の種類

台風や集中豪雨、地震により、色々な土砂災害が予想されます。

地中にしみ込んでいる水の量が多いほど、発生する数や規模が増します。また、短期間に集中して降る場合に発生しやすく規模も大きくなります。特に土石流は、短期間の強い雨が引き金になります。

●**がけ崩れ**  
急な斜面が大雨等によって緩み突然崩れ落ちる現象です。

●**土石流**  
谷や溪流から、土砂や石、木を含んだ濁流が、凄い勢いで押し流される現象です。

●**地すべり**  
比較的広い範囲にわたり雨を含んだ土地が、ゆっくりと動き出す現象です。

## 緊急時の情報

### 緊急情報の種類

#### ①高齢者等避難

指定の避難所\*を開設します。不安を感じる人や、災害時要援護者等避難に時間を要する人は、早めの避難をしてください。その他の人は、家族と連絡をとり避難準備を開始してください。夜間避難は大変危険が伴うため、夜間に災害の発生が予測される場合、早めに避難を開始してください。

\* 高齢者等避難が発令された地域の避難所

#### ②避難指示

人的被害が発生する可能性が非常に高いため、直ちに避難してください。

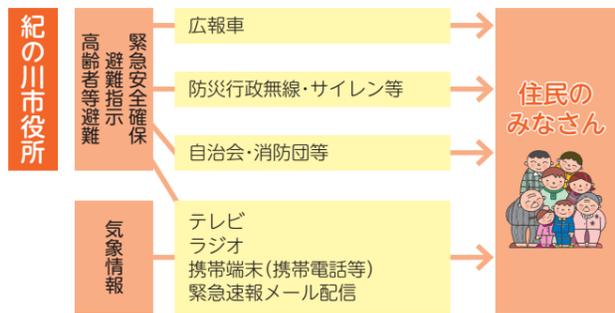
#### ③緊急安全確保

すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等してください。

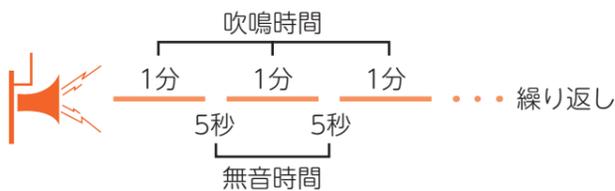
防災無線聞き直しサービス TEL 0120-400-050

## 情報伝達の経路

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は下図のような経路で住民のみなさんに伝達されます。



## 避難時の防災行政無線サイレンの鳴り方



## 防災わかやまメール配信サービス

気象情報、河川水位情報、雨量情報、避難指示等の情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取ることができます。無料で登録できますので、ぜひご利用ください。くわしくは、和歌山県ホームページをご参照ください。

regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp  
上記アドレスにそのままメールを送信し、登録を行ってください。

## テレビやネットからの防災情報

- お手軽に防災情報等を入手したいとき**  
・テレビのデータ放送(dボタン)
- お住まいの地域の状況をくわしく知りたいとき**  
・防災わかやま…[https://bousai-wakayama.jp/dis\\_portal/](https://bousai-wakayama.jp/dis_portal/)
- 雨量や河川水位をくわしく知りたいとき**  
・和歌山県河川/雨量防災情報…<https://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/mainMap.html>

- 気象情報をくわしく知りたいとき**  
・気象庁…<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

## 家族との連絡方法

### ①音声による連絡方法

NTT西日本災害用伝言ダイヤルを使用する。

171

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。171をダイヤルした後ガイダンスに従ってください。

### ②文字(パケット通信)による連絡方法

NTT西日本災害用伝言板を利用  
・web171…<https://www.web171.jp/web171app/topRedirect/>

携帯電話・スマートフォンについては、各キャリア(NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル)のアプリ等も利用できますのでご確認ください。

## 紀の川市メール配信サービス

問 広報課

「紀の川市メール配信サービス」について、「防災情報」カテゴリに登録していただくと、J-ALERTシステム(全国瞬時警報システム)と連携した『緊急地震速報(震度4以上)』『紀の川市への各種気象警報』などの情報が瞬時にメールにて配信されます。

エリアメールと異なり、紀の川市以外の場所においても紀の川市の情報が手に入りますので便利です。

### ●「紀の川市メール配信サービス」で配信する情報

- ・防犯・不審者・交通安全情報
- ・工事・通行規制情報
- ・観光・イベント情報
- ・防災情報
- ・行政情報
- ・生活と健康

## 警戒レベル4で全員避難!

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階に整理しました。

警戒レベル	新たな避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
5	<p>緊急安全確保※1</p>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	<p>避難指示※2</p>	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
3	<p>高齢者等避難※3</p>	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
2	<p>大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)</p>	
1	<p>早期注意情報(気象庁)</p>	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 知っておくべき5つのポイント

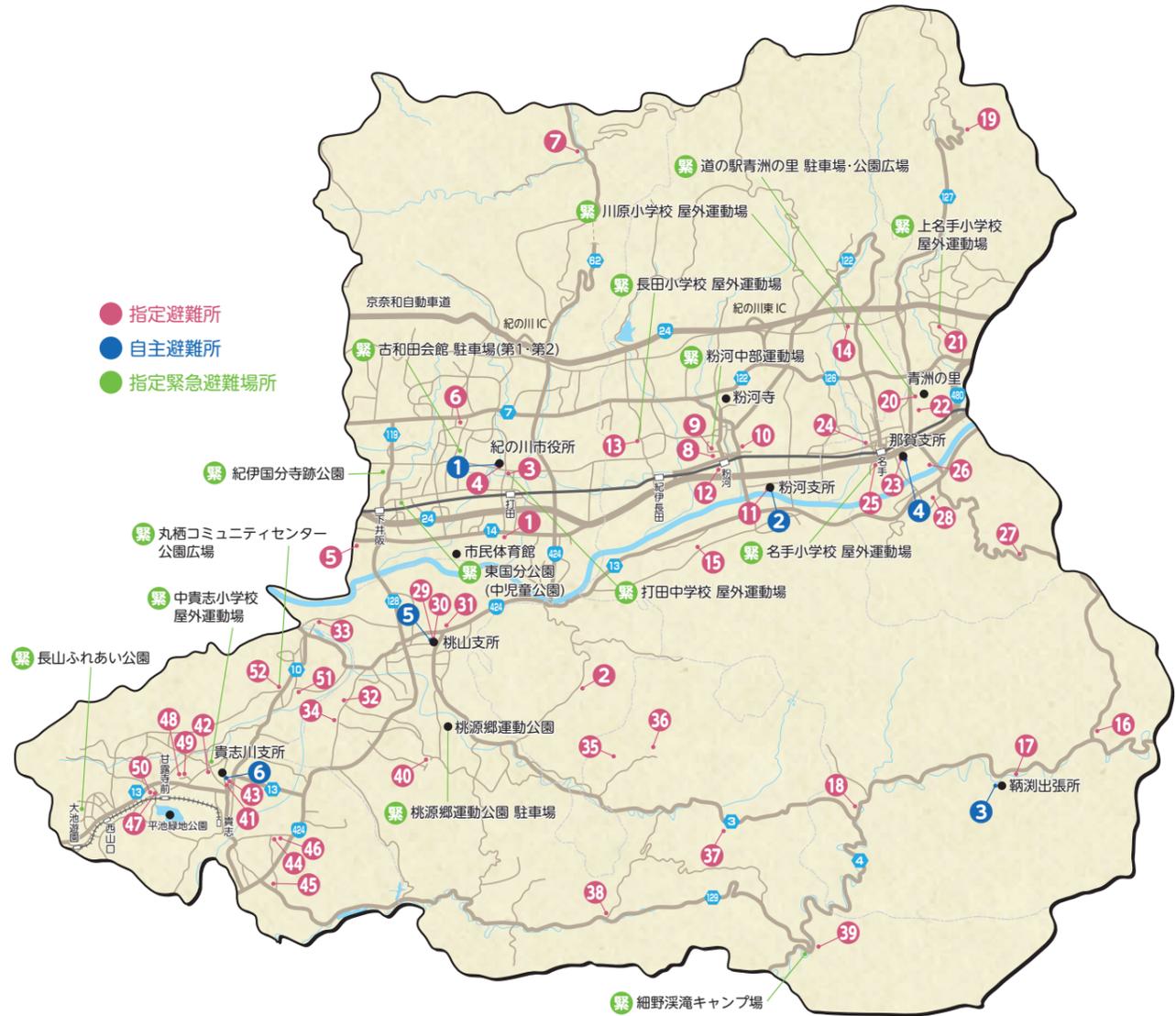
- ・避難とは[難]を[避]けること。**安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。**
- ・避難先は、小学校・公民館だけではなく、**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- ・紀の川市が指定する**避難場所、避難所については、必ず最新情報をホームページなどで確認してください。**
- ・豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況などを**十分確認**してください。



登録用メールアドレス  
info.kinokawa-city@raidan2.ktaiwork.jpへ空メールを送付してください。本登録の方法についてのメールが届きますので手順に従って登録をしてください。  
 ※ドメイン指定が必要な場合はcity.kinokawa.lg.jpを登録してください。  
 ※このサービスは無料でご利用できますが、メール受信のための通信費がかかります。  
 ※古い携帯電話は、新しい暗号化方式(SHA-2)のサーバ証明書に対応していないため、「本登録」に必要な専用サイトへの接続ができません。所有する携帯電話が対応しているかどうかは、契約の携帯電話会社へお問い合わせください。

# 紀の川市避難所マップ

災害時の避難場所として、学校、公民館、集会所等を指定しています。あなたの住まいの避難所はどこにあって、どの道を通れば安全に避難できるか等、確認しておきましょう。



(広告)

水素水サーバー  
食品資源リサイクル機器  
電解水衛生環境システム

私たちが環境を  
見てください。

総合建設業  
**株式会社 原組**  
紀の川市江川中933  
TEL.0736-75-3326 FAX.0736-75-5591  
HP: http://www.haragumi.com/

**本当の清潔をお部屋に。**

弱酸性調整次亜塩素酸水で臭いのもとを分解し、本当の消臭を実現します。

プロミスト PK-603A(S)  
次亜塩素酸水専用噴霧器(除菌・消臭用)

**濁水から飲料水への技術も開発中**

安心・安全  
健康管理  
老廃物除去

水素水サーバー  
**い〜水H2**  
特許 第5335741号

**洗浄&除菌。細菌への防衛力**

衛生管理 消臭  
洗濯水 除菌・漂白

**守る水**  
The water protects your life.  
特許 第4820656号  
電解水衛生環境システム  
ESS-ZERO

災害・緊急時まずはお電話を  
どのう袋・木杭・ブルーシートなど  
緊急対応資材を備えております。  
お気軽にお問合せ下さい。

# 紀の川市避難所一覧

種類	地域	整理番号	避難所名	住所	福祉避難所を併設
自主避難所	打田	1	打田保健福祉センター	西大井338	
	粉河	2	粉河ふるさとセンター	粉河580	
		3	鞆淵出張所	中鞆淵1041	
	那賀	4	那賀保健福祉センター	名手市場144-1	
	桃山	5	ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場1-2	
	貴志川	6	中貴志コミュニティセンター	貴志川町上野山28	
指定避難所	打田	1	田中小学校体育館	打田1491	
		2	田中小学校高野分校体育館	高野595-2	
		3	打田中学校体育館(格技場含む)	東大井345	○
		4	打田保健福祉センター	西大井338	○
		5	井阪文化会館	西井阪169	
		6	池田小学校体育館	南中326-1	
		7	神通温泉施設	神通150-1	
	粉河	8	粉河小学校体育館	粉河1558-1	
		9	粉河体育館(武道館含む)	粉河1479	
		10	県立粉河高等学校体育館	粉河4632	
		11	粉河ふるさとセンター	粉河580	
		12	粉河中学校体育館	粉河925	
		13	長田小学校体育館	長田中538-1	
		14	川原小学校体育館	野上92-2	
		15	竜門小学校体育館	杉原257-1	
		16	上鞆淵集会所	上鞆淵229-5	
		17	鞆淵小・中学校体育館	中鞆淵968-1	
		18	下鞆淵集会所	下鞆淵457	
	那賀	19	中尾集会所	平野2092	
		20	県立高等看護学院体育館	西野山505-1	
		21	上名手小学校体育館	江川中988-4	
		22	那賀中学校体育館(格技場含む)	名手市場981	
		23	那賀保健福祉センター	名手市場144-1	
		24	那賀総合センター	名手市場1456	
		25	名手小学校体育館	名手西野335	
		26	那賀体育館	名手西野114-1	
		27	赤沼田集会所	赤沼田290	
		28	麻生津小学校体育館	麻生津中10-2	
	桃山	29	安楽川小学校体育館	桃山町市場2	
		30	ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場1-2	
		31	荒川中学校体育館	桃山町元249	
		32	桃山勤労者体育センター	桃山町調月349-1	
		33	那賀スポーツレクリエーションセンター	桃山町調月5	
		34	調月小学校体育館	桃山町調月1101	
		35	大原集会所	桃山町大原667-3	
		36	善田地区総合営農指導センター	桃山町善田741-2	
		37	黒川集会所	桃山町黒川1667-1	
		38	蛭の里(介護予防拠点施設・旧野田原分校体育館含む)	桃山町野田原639	
		39	細野生活改善センター	桃山町中畑108-1	
	貴志川	40	桃山保健福祉センター	桃山町最上1253	
		41	中貴志小学校体育館	貴志川町上野山55	
		42	貴志川中学校体育館(柔剣道場含む)	貴志川町上野山232	
		43	貴志川保健福祉センター	貴志川町神戸331	○
		44	東貴志小学校体育館	貴志川町井ノ口148	
		45	和歌山県農業試験場	貴志川町高尾160	
		46	東貴志コミュニティセンター	貴志川町岸小野180	
		47	西貴志小学校体育館	貴志川町長原167	
		48	県立貴志川高等学校体育館	貴志川町長原400	
		49	貴志川生涯学習センター	貴志川町長原447-1	
		50	西貴志コミュニティセンター	貴志川町長山24	
		51	丸栖小学校体育館	貴志川町丸栖206	
	52	丸栖コミュニティセンター	貴志川町丸栖658		

※福祉避難所は一般の避難所と違い、災害時において高齢者や障害者等、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象に開設される施設です。受け入れ態勢が整った段階で開設し、身体状態や介護等の状況を考慮した人のみが対象となります。

# 各種相談

## 困ったときの相談

日程などくわしくは、お問い合わせください。

### 弁護士相談

#### 紀の川市弁護士相談(月1回)

紀の川市顧問弁護士が法律全般についての相談に応じます。

基本日は毎月第1水曜日 午後1時30分～4時20分  
※事前に電話予約(先着7人)が必要です。

TEL 0736-77-2511(市民課)

### 行政相談

#### 紀の川市行政相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が国の行政全般について相談に応じます。

相談日は市民課にお問い合わせください。

※予約不要。来庁者順に対応します。

TEL 0736-77-2511(市民課)

### 人権相談

#### 紀の川市人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が人権全般についての相談に応じます。

基本日は毎月第2水曜日 午後1時～3時(くわしくは、人権施策推進課にお問い合わせください。)

TEL 0736-77-2511(人権施策推進課)

## ひきこもりに関する相談

### 麦の郷 ハートフルハウス創

ひきこもりの状態の人とその家族や支援者の相談に応じます。

毎週火曜～土曜日の午前10時～午後4時

TEL 0736-60-8233

## 子どもの相談

### 子育て支援センターの子育てに関する相談

平日の午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

TEL 0736-66-0404(桃山子育て支援センター)

TEL 0736-75-2331(那賀子育て支援センター)

TEL 0736-79-7228(レイモンド子育て支援センター)

### 市役所こども課の家庭児童相談

平日の午前8時45分～午後5時30分

TEL 0736-77-2511(こども課)

### 紀の川市子育て世代包括支援センター「はぐくみサポート紀の川」

妊娠、出産、子育てに関する相談に応じます。

平日の午前9時～午後5時15分

TEL 0736-79-3106(直通専用電話)

### 小児成育医療支援室

子どもの発育、発達、子育ての悩みなどに関する相談に応じます。

平日の午前9時～午後5時

TEL 073-441-0808(和歌山県立医科大学小児成育医療支援室)

## 就職に関する相談

### 紀の川市ふるさとハローワーク(ワークサロン貴志川)

平日の午前9時30分～午後5時

TEL 0736-65-3435

### 巡回職業相談

就職についての相談に応じます。

#### 相談時間/相談場所

午前10時30分～11時30分/井阪文化会館

午後1時～2時/那賀総合センター

午後2時30分～3時30分/古和田会館

#### 相談日

基本日は毎月第3火曜日

TEL 0736-77-2511(商工労働課)

## 高齢者に関する相談

### 紀の川市地域包括支援センター「愛の手」

高齢者の健康の維持・向上や安定した生活のための支援をします。  
平日の午前8時45分～午後5時30分

TEL 0736-77-0350

※高齢者なんでも相談窓口についてはP70を参照ください。

## 多重債務に関する相談

### 市役所の多重債務相談窓口

TEL 0736-77-2511(市民課)

### 和歌山県消費生活センター

TEL 073-433-1551

### 近畿財務局の多重債務相談窓口

TEL 06-6949-6523, 06-6949-6875

### 和歌山財務事務所の多重債務相談窓口

TEL 073-422-6141

## 日本貸金業協会による貸金業相談・紛争解決センター

TEL 0570-051-051

### 法テラス・サポートダイヤル

※法テラスは国が設立した法人で、法律相談、弁護士、司法書士費用の立て替え等を行います。

TEL 0570-078374

※消費生活相談窓口についてはP88を参照ください。

## 相談窓口

### 紀の川市消費生活相談窓口(紀の川市役所 商工労働課)

TEL 0736-79-3919

#### 場所

紀の川市役所 本庁4階相談室

・専門相談員による消費者相談

休日を除く毎週月曜日 午前10時～午後4時(正午～午後1時除く)

### 和歌山県消費生活センター

TEL 073-433-1551

平日 午前9時～午後5時、土日 午前10時～午後4時

※休日・年末年始は休み ※土日は電話相談のみ

### 消費者ホットライン

TEL 188(イヤヤ!)

お住まいの近くにある消費生活センター等の相談窓口につながります。受付時間は相談窓口によって異なります。

### 警察総合相談

TEL #9110(携帯電話からも可)

土日、祝日および夜間は、「当直に接続」または「留守番電話」のいずれかになっています。お住まいの都道府県警察の相談窓口をご利用ください。

### 法テラス(日本司法支援センター)

TEL 0570-078374 / TEL 03-6745-5600(IP電話から)

平日 午前9時～午後9時、土 午前9時～午後5時

※日・休日・年末年始を除く

〈広告〉

**土地境界線に関する御相談は…**

**川口登記測量事務所**

土地家屋調査士 行政書士 川口 吉雄

紀の川市打田537番地

TEL 0736-77-0300  
FAX 0736-77-0301

**労務管理の良きパートナーとして 親切・丁寧にアドバイス致します**

- 人事・賃金制度設計
- 就業規則等諸規程
- 給与計算
- 助成金
- 労働・社会保険手続
- 年金相談

お気軽にご相談下さい。  
社会保険労務士 小阪 知

社会保険労務士  
ファイナンシャルプランナー  
人事・賃金コンサルタント

**小阪社会保険労務士事務所**

☎ (0736) 67-7779  
FAX (0736) 67-7789  
紀の川市貴志川町丸栖5-5

働くあなたの「困った」を解決します。  
どんなに小さなことでも、一人で悩まずに、お電話ください。

おかしい?と思ったら  
**なんでも労働相談ダイヤルへ。**

フリーダイヤル いこうよ れんごうに  
☎0120-154-052

https://www.jtuc-rengo.or.jp/soudan/  
日本労働組合総連合会  
和歌山県連合会

**連合和歌山**  
Japanese Trade Union Confederation-Wakayama

**相続手続・相続対策は、当事務所がお手伝いします。**

無料相談受付中!

専門的なことからちょっとしたことまで!!

相続登記・公正証書遺言・相続放棄  
生前贈与・成年後見・相続対策・空家  
郵便貯金の手続・銀行等の手続  
不動産処分

悩まずに!! まずはお気軽にお電話ください。

☎(0736) 60-5271 無料相談  
予約受付中  
受付時間/平日9時～17時30分 土・日・祝日(要事前予約)

**吉田司法書士法人**  
紀の川市打田587番地6  
http://www.yoshida-shihosyoshi.com

**いのちの電話をご存知ですか?**

いのちの電話は 心の痛みを話せる電話です。

社会福祉法人 **和歌山いのちの電話協会**

☎073-424-5000 ☎0120-783-556

午前10時～午後10時 年中無休  
午後4時～午後9時  
毎月10日午前8時～翌11日午前8時

和歌山いのちの電話協会

〈広告〉

# 住民票・戸籍・印鑑登録

問 市民課 P50~55はすべて市民課が担当です

## 住所変更等の届出

どんなとき	届出の種類	いつまでに	だれが	どこに	何が必要
他の市町村から引越してきたとき	転入届または特例転入届(※1)	転入した日から14日以内			<input type="checkbox"/> 前住所地で発行した転出証明書(特例転入の場合は不要) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※2) <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの人) <input type="checkbox"/> 入国日のスタンプ押印のあるパスポート、戸籍謄本、戸籍の附票の写し(海外からの転入)
他の市町村に引越すとき	転出届または特例転出届(※1)	転出する前、または転出してから14日以内	本人または本人と同一世帯の人(代理人は委任状が必要です)	・市民課 ・各支所 ・出張所	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※2) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※3) <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの人)
市内で引っ越したとき	転居届	転居した日から14日以内			<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※2) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※3) <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(お持ちの人)
世帯の合併や分離等、世帯構成に変更があったとき	世帯変更届	変更した日から14日以内			<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※2) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※3)

- ※1 マイナンバーカードを保有している人はマイナポータルから特例転出届転入予約が可能です。
- ※2 官公署発行で写真貼付のもの1点(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・身体障害者手帳等)、または写真なしのもの2点(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等)
- ※3 窓口にお越しの人が自署する場合は不要です。

## 戸籍の届出

届出の種類	いつまでに	だれが(届出人)	どこに	何が必要
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	・出生地 ・父母の本籍地 ・届出人の所在地	<input type="checkbox"/> 出生証明書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 届出人の認印(任意)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居人、家主、地主等	・死亡地 ・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地	<input type="checkbox"/> 死亡診断書または検案書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印(任意)

(広告)



**常時20,000種類の認印をご用意!**  
納得のいくものをよりお安く、ご提供致します

**認印・銀行印・実印・会社印  
各種ゴム印・シャチハタ製品**

**山本はんや 粉河駅前** ((公社)全日本印章業協会加盟店/和歌山県印判業組合加盟店)  
和歌山県紀の川市粉河1526 ◆TEL(0736)73-2131◆FAX(0736)73-5967

届出の種類	いつまでに	だれが(届出人)	どこに	何が必要
婚姻届	期間の定めなし	夫と妻	・夫または妻の本籍地または所在地	<input type="checkbox"/> 婚姻届書 <input type="checkbox"/> 夫妻双方の旧姓の印鑑(任意) <input type="checkbox"/> 夫妻の戸籍謄本(本籍地に届出する場合は不要) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの人で姓がかわる人) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(お持ちの人で姓がかわる人)
離婚届	【協議離婚】 期間の定めなし 【調停離婚】 調停成立から10日以内 【審判・裁判離婚】 確定の日から10日以内	【協議離婚】 夫と妻 【調停離婚】 申立人 【審判・裁判離婚】 申立人	・夫妻の本籍地または所在地	<input type="checkbox"/> 離婚届書 <input type="checkbox"/> 夫妻双方の印鑑(任意) <input type="checkbox"/> 夫妻の戸籍謄本(本籍地に届出する場合は不要) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> 調停離婚の場合、調停調書の謄本 <input type="checkbox"/> 審判または裁判離婚の場合、審判判決の謄本と確定証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの人で姓がかわる人) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(お持ちの人で姓がかわる人)
転籍届	期間の定めなし	・筆頭者および配偶者 ・生計配偶者	・届出人の本籍地または転籍地 ・届出人の所在地	<input type="checkbox"/> 転籍届書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(同一市町村内に転籍する場合は不要) <input type="checkbox"/> 届出人の認印(筆頭者・配偶者それぞれ)(任意)

※官公署発行で写真貼付のもの1点(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・身体障害者手帳等)、または写真なしのもの2点(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等)

## 市民課・各支所・出張所で発行できる各種証明書

種類	手数料(1通)	必要なもの・注意事項
住民票(謄本・抄本)	200円	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※1)
除かれた住民票(除票)	200円	<input type="checkbox"/> 認印(代理人の場合)(※2)
住民票記載事項証明書	200円	<input type="checkbox"/> 委任状(同一世帯員以外の場合)
印鑑登録証明書	200円	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 認印(代理人の場合)(※2)
戸籍謄本・抄本	450円	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※1)
除籍謄本・抄本	750円	<input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※2)
改製原戸籍謄本・抄本	750円	<input type="checkbox"/> 委任状(直系親族以外の場合)
戸籍附票	200円	※戸籍届出受理証明書の発行は、戸籍届出人以外の場合、委任状が必要
除かれた戸籍附票	200円	
戸籍届出受理証明書	350円	
身分証明書	200円	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※1) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※2) <input type="checkbox"/> 委任状(本人以外の場合)
マイナンバーカード再交付	800円	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(※1) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※2) <input type="checkbox"/> 警察署へ提出した遺失届の受付番号
公的個人認証電子証明書再発行	200円	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 認印(※2)

- ※1 官公署発行で写真貼付のもの1点(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・身体障害者手帳等)、または写真なしのもの2点(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等)
- ※2 窓口にお越しの人が自署する場合は不要です。

## 郵送による各種証明書の請求

戸籍関係証明書は本籍地、住民票関係証明書は住所地の市区町村に郵送で請求することができます。以下のものを同封して、下記の住所まで郵送してください。

### 郵送請求に必要なもの

- 戸籍証明書等郵送請求書または住民票の写し等郵送請求書(紀の川市ホームページ、市民課、各支所・出張所窓口で入手できます)
- 返信用封筒(切手を貼り、請求者の住所、氏名を記入したもの)
- 手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます)
- 本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等官公署発行のもので現住所の記載されたもの)

※本人確認書類の写しは、裏面に現住所の記載がある場合には裏面の写しも必要です。  
 ※本人以外の請求の場合、委任状や直系親族であることを証明する戸籍等が必要になることがあります。  
 ※住民票で別世帯の人が請求される場合は委任状が必要です。  
 ※戸籍を請求する場合で、直系親族の人以外が請求する場合は委任状が必要です。

**郵送先** 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338  
 紀の川市役所 市民部市民課 宛

## 休日の証明書発行(日曜予約発行サービス)

市役所の業務時間内に来庁できない人は、あらかじめ電話予約をすることで、日曜日に住民票や印鑑登録証明書、税関係の証明書を受け取ることができます。

### 手続き方法

- ①月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)の午前9時から午後5時までに、交付を希望する証明書の担当窓口へ本人が電話で申し込みしてください。
- ②翌週の日曜日に来庁して証明書を受け取ってください。  
※翌週の日曜日にお越しただけない場合は、再度電話予約が必要です。

**予約先電話番号** TEL 0736-77-2511 (紀の川市役所代表)

### 日曜日にお越しのときに必要なもの

- 本人確認書類  証明書にかかる手数料
- 印鑑(認印)(自署する場合は不要です)
- 印鑑登録証(印鑑登録証明書を発行予約した場合)  
※市役所本庁に必ず本人が来庁してください。  
※委任状による代理人交付はできません。

### 発行できる証明書

- <担当:市民課>・印鑑登録証明書  
・住民票※戸籍証明書は発行できません
- <担当:税務課>・所得証明書 ・評価証明書  
・公課証明書 ・課税台帳名寄帳
- <担当:収納対策課>・納税証明書

## 証明書コンビニ交付サービス

全国のコンビニ等に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)によりマイナンバーカードを使用して証明書を取得することができます。

取得できる証明書	利用できる時間
住民票(謄本・抄本)	午前6時30分～午後11時
印鑑登録証明書	
戸籍(謄本・抄本)	午前9時～午後5時30分 (市役所開庁日のみ)
戸籍附票	

- 必要なもの**
- マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
  - 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁:カード交付時に設定)
  - 交付手数料

## 印鑑登録

### 登録できる場所

市民課、各支所・出張所

### 登録方法

#### ①本人(登録希望者)による申請

- <登録に必要なもの>
- 登録する印鑑
  - 官公署発行の顔写真付の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)

<印鑑登録証の交付>  
即日、印鑑登録証を交付しますので、印鑑登録証明書も同時に申請いただけます。

※顔写真付の本人確認書類がない場合は、以下の方法により交付します。

①保証人方式	<p>紀の川市に印鑑登録している者が保証人となり、登録希望者と保証人が共に来庁し保証書を提出する方法(印鑑登録証は即日交付できます)。</p> <p><b>必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 登録する印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 登録希望者の本人確認書類(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等)</li> <li><input type="checkbox"/> 保証人の印鑑登録証および登録印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 保証人の官公署発行の顔写真付の本人確認書類</li> </ul>
②照会書方式	<p>登録希望者宛に照会書を送付し、後日その照会書を持って印鑑登録証を受け取りに来る方法(印鑑登録証は申請日に即日交付できません)。</p> <p><b>後日受け取りの時に必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 照会書 <input type="checkbox"/> 登録する印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 登録希望者の本人確認書類(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等)</li> </ul>



#### ②本人(登録希望者)以外による申請

- <登録に必要なもの>  
※申請日に印鑑登録証の即日交付はできないので、申請受付のみとなります。
- 登録する印鑑  登録希望者からの委任状
  - 登録希望者の本人確認書類(原本)
  - 代理人の認印と本人確認書類

↓ 後日

<照会書による確認>  
本人(登録希望者)以外による申請の場合は、登録希望者の意思確認が必要のため、市役所から登録希望者宛に「照会書」を郵送します。(簡易書留・転送不可)

↓ 14日以内

<印鑑登録証の交付>  
申請時の代理人が、下記を持参してください。  
・照会書 ・登録する印鑑  
・登録希望者の本人確認書類(原本)  
・代理人の本人確認書類 ・代理人の認印

### 登録できない印鑑

- ・住民票に記録されている氏名、氏、名、通称またはその一部を組み合わせたものでないもの
- ・職業、資格その他氏名以外の事項をあらわしているもの
- ・ゴム印、その他印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または1辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ・印影の判読または照合が困難と認められるもの
- ・氏名の彫刻が欠けている、または輪郭が30%以上欠けているもの
- ・同一世帯内の他の人がすでに登録しているもの
- ・文字が白抜きの印影のもの
- ・その他、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの など

## 外国人住民の住民登録等

平成24年7月9日に住民基本台帳法が一部改正し、外国人登録制度が廃止されたことにより、外国人の住民にも住民票が作成されています。また、住民票の交付・マイナンバーカードの交付も可能です。

### 対象となる人

①特別永住者 ②中長期在留者(在留カード交付対象者) ③一時庇護許可者か仮滞在許可者 ④出生による経過滞  
在者か国籍喪失による経過滞者在者

### 海外から入国された人

新たに入国をされた人は、市民課で住民登録の手続きが必要です。

だれが	どこに	何が必要
特別永住者	市民課へ14日以内に手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> パスポート
中長期在留者等		<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート

### 日本国内での転入・転出・転居

住居地が変更となった場合には、日本人と同様に転入・転出・転居の届出が必要です。  
14日以内に手続きをしてください。  
転出届は14日前からできます。

どんなとき	だれが	どこに	何が必要
住居地が変更となったとき	本人または本人と同一世帯の人(代理人の人は委任状が必要です)	市民課各支所出張所	<input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの人) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(お持ちの人) <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)(※) <input type="checkbox"/> 転出証明書(転入の場合。特例転入の場合は不要)

※窓口にお越しの人が自署する場合は不要です。

## 特別永住者の人の届出・申請

特別永住者の人は、次のようなときには届出・申請が必要です。

どんなとき	だれが	どこに	何が必要
氏名、国籍・地域等を変更したとき (変更の日から14日以内に)			<input type="checkbox"/> 申請書(市民課に備付) <input type="checkbox"/> 写真1枚(縦40mm、横30mm) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書(※1) <input type="checkbox"/> 変更した事実が分かる資料
特別永住者証明書の有効期間が満了するとき(※2)	本人または本人と同一世帯の親族 (16歳未満の人は、本人と同一世帯の16歳以上の親族)	市民課	<input type="checkbox"/> 申請書(市民課に備付) <input type="checkbox"/> 写真1枚(縦40mm、横30mm) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書(※1)
特別永住者証明書を紛失または汚損したとき			<input type="checkbox"/> 申請書(市民課に備付) <input type="checkbox"/> 写真1枚(縦40mm、横30mm) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書(※1)(紛失の場合は不要) <input type="checkbox"/> 紛失の場合、その事実が分かる資料

(※1)「特別永住者証明書」への切替前の場合は「外国人登録証明書」

(※2)16歳以上の特別永住者…各種申請、届出後7回目の誕生日まで(誕生日の2か月前から申請可)

16歳未満の特別永住者…16歳の誕生日まで(誕生日の6か月前から申請可)

## 本人通知制度

本人通知制度とは、住民票または戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付したとき、交付した事実を登録者本人に通知するものです。本人通知をすることにより、不正請求の早期発見や事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑制する効果が期待されます。

◎第三者とは…住民票関係の場合：同一世帯員以外の者

戸籍、戸籍の附票関係の場合：戸籍に記載のある者、またはその配偶者、直系親族以外の者

登録できる人	登録方法	通知対象となる証明書	通知内容
・住民基本台帳に記載されている人(住民基本台帳から除かれた人を含む) ・戸籍に記載されている人(戸籍から除かれた人を含む)	市民課・各支所・出張所へ本人確認書類を持参し、手続きしてください。	・住民票写し(除票を含む) ・住民票記載事項証明書 ・戸籍の附票(除附票を含む) ・戸籍謄本および戸籍抄本(除籍・改製含む) ・戸籍記載事項証明書	・証明書の交付年月日 ・交付した証明書の種別(住民票等) ・交付枚数 ・交付請求者の種別(代理人・第三者等)



## マイナンバーカードの申請

平成27年10月5日にマイナンバー制度が施行され、マイナンバー通知カードが国民一人一人に発行されました。マイナンバー通知カードとともに送付された「マイナンバーカード交付申請書」により申請すると、マイナンバーカードの交付を受けることができます。

住民基本台帳カードをお持ちの人は、有効期間まで利用できますが、有効期間満了や紛失等による再交付はできません。

また、住民基本台帳カード用の電子証明書の再発行も終了していますので、電子証明書の再発行が必要な場合には、マイナンバーカードおよび電子証明書の交付申請をしていただく必要があります。

## マイナンバーカードの交付までの流れ

<マイナンバー通知カードが各世帯に到着>

平成27年10月5日のマイナンバー制度施行後、各世帯に転送不可の簡易書留郵便で郵送されました。



<以下の①～④の方法によりマイナンバーカードを交付申請>

- ①郵送による申請………マイナンバーカードの交付申請書に本人の顔写真を貼付し、郵送する方法。
- ②スマートフォンによる申請……スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請する方法。
- ③パソコンによる申請………デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請する方法。
- ④証明用写真機による申請……申請書を持参して、申請可能な証明用写真機で顔写真を撮影して申請する方法。



<マイナンバーカードの受け取り>

マイナンバーカードの交付の準備ができましたら、交付通知書(ハガキ)を市役所から送付しますので、指定の窓口(市民課・各支所・出張所)でお受け取りください(必ず申請者本人がお越しください)。

受け取りに必要なもの

- 交付通知書(ハガキ)  本人確認書類(※)  マイナンバー通知カード(お持ちの人)  認印(自署する場合は不要です)

- 住民基本台帳カード(お持ちの人)

(※)官公署発行で写真貼付のもの1点(運転免許証・パスポート・身体障害者手帳等)、または写真なしのもの2点(健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書等)

→更新や再交付で新しいマイナンバーカードを受け取る人は、受け取りの際に持っているカードを返納してください。



## 市税

問 税務課・収納対策課

### 個人市・県民税

#### 課税は…

毎年1月1日現在、市内に住所を有する人のうち、前年所得に応じて課税されます。  
 広く均等に負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」があります。

#### 申告と納税は…

毎年1月1日現在、市内に住所を有する人で、前年中に所得のあった人は3月15日(土・日・祝日の場合は、その翌開庁日)までに申告してください。

- ただし、次の場合は、申告する必要がありません。
- 勤務先から給与支払報告書の提出があり、他に所得のない人
  - 公的年金収入のみの人
  - 税務署へ確定申告書を提出した人
- ※医療費や社会保険料などの各種控除を加えようとする場合は、確定申告や市県民税の申告が必要です。  
 ※県民税は、市民税と併せて市が賦課徴収することになっており、税率・税額控除を除き、すべて市民税と同じ扱いになります。

#### 納税方法

- 普通徴収  
納税義務者が、納付書または口座振替等により直接納める方法
- 給与からの特別徴収  
給与支払者が毎月納税義務者の給与から天引きし、納める方法
- 公的年金からの特別徴収  
年金支払者が、年金支給月に納税義務者の年金から天引きし、納める方法

### 法人市民税

#### 課税は…

市内に事務所・営業所を有する法人は、法人市民税を納めなければなりません。  
 課税は、次の4つに区分されます。

- 市内に事務所または事業所を有する法人(均等割と法人税割)
- 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所または事業所を有しないもの(均等割)
- 市内に事務所、事業所、寮等を有する人格のない社団等で、代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)〔収益事業を行うものは、均等割と法人税割〕
- 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所・事業所を有するもの

#### 申告と納税は…

原則として、その法人の事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告し、同時に納税することになっています。

### 軽自動車税(種別割)

#### 課税は…

4月1日現在、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

#### 申告と納税は…

軽自動車等の取得または申告事項の変更は15日以内、廃車・売却した場合は30日以内に届け出が必要です。  
 税務課から送付した納税通知書で、納期内に納めてください(毎年5月上旬発送)。なお、年度途中で廃車しても、税金の払い戻しはありません。

#### 申告・届出先

原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー ▶ 市役所  
 三輪以上の軽自動車 ▶ 軽自動車検査協会和歌山事務所  
 二輪の軽自動車・小型自動車 ▶ 近畿運輸局和歌山運輸支局

### 固定資産税

固定資産税は、所有している土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の資産価値に応じて課税されます。

#### 固定資産税を納める人(納税義務者)

毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に固定資産を所有している人で固定資産課税台帳に登録されている人。

#### 償却資産の申告

土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)を所有する法人または個人は、1月1日現在の所有状況の申告が必要です。

**申告期間** 毎年1月31日まで

#### 税額の算定方法

固定資産税額 = 課税標準額 × 税率【1.4%】

#### 課税標準額

税額計算の基になる額で、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が課税標準額になります。なお、土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置や負担調整措置が適用される場合、課税標準額は評価額よりも低くなる場合があります。

#### 固定資産税における評価額

固定資産税における評価額は、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づき、土地については地価公示価格等、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格により算出しています。

#### 免税点

同一人が市内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が右表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

#### 固定資産税価格の縦覧

土地または家屋の納税者の人は、自己の所有する土地または家屋の評価額と、当該市内にあるほかの土地または家屋の評価額との比較や確認にご利用いただけます。

**縦覧期間** 4月1日から第1期納期限まで(土・日・祝日を除く)

### 市税等納期限カレンダー

納期限は、納期月の末日です(ただし、12月は25日)。納期限が土曜・日曜日、祝日に当たるときは次の平日になります。

納期月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市・県民税			第1期		第2期		第3期			第4期		
固定資産税		第1期		第2期				第3期		第4期		
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税 介護保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
後期高齢者医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

### 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

#### 課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域内に所在する土地および家屋です。償却資産には課税されません。

#### 都市計画税を納める人(納税義務者)

1月1日現在における、土地または家屋の所有者です。この場合の所有者とは、固定資産税の場合と同様です。

#### 税率と税額の計算方法

都市計画税額 = 課税標準額 × 税率【0.2%】  
 固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

#### 納税の方法

納期は固定資産税と同じです。  
 納税通知書も固定資産税と一緒に付いていますので、あわせて納めていただくことになります。

### 各税の納付

- 納付は、次の方法があります。
- ①指定・収納代理金融機関または市役所(本庁・出張所)に直接持参(市役所の各支所では納付できません。)
  - ②口座振替(特徴市県民税、法人市民税を除く)
  - ③コンビニエンスストアで納付(同上)
  - ④スマートフォンアプリで納付(同上)
  - ⑤地方税共通納税システムで納付(対象税目は特徴市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割))
- ※納付に対応している金融機関等は、各税の納付書裏面または紀の川市ホームページ等でご確認ください。

〈広告〉

## 長谷川・徳岡 会計事務所



和歌山県紀の川市粉河の地で  
開業してから約半世紀  
今後共、地域密着で  
法人・個人事業主の皆様を支援します

- 法人税 ● 所得税 ● 消費税 ● 相続・贈与税
- 記帳代行 ● 税務相談/税務調査対応
- 建設業許可申請等

〒649-6531 紀の川市粉河1089-4  
**TEL 0736-73-5052**

## 国民健康保険

問 国保年金課

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき、安心して治療が受けられるようにするための大切な医療制度です。

### 国保に加入する人

会社等職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人、後期高齢者医療保険に加入している人を除いたすべての人が加入しなければなりません。

### 国保に関する届出

加入や脱退等、次のようなときには14日以内に届出が必要です。

各種届出の際、マイナンバーの記入が必要となりますので、お越しの際は、マイナンバーカードをご持参ください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 生活保護廃止決定通知書
国保を脱退するとき	他市町村に転出するとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input type="checkbox"/> 国保と職場の健康保険証
	死亡したとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 喪主の通帳
その他	生活保護を受けることになったとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 生活保護開始決定通知書
	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	世帯分離・世帯合併したとき	<input type="checkbox"/> 保険証
	修学のため他市町村に住むとき	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証
	保険証をなくしたり破損したとき	<input type="checkbox"/> 本人確認書類または保険証

本人確認書類とは免許証・パスポート・マイナンバーカード・介護保険証等。(官公署発行の写真付きの場合は1点、それ以外は2点必要)

・加入の届出が遅れると国保の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

・脱退の届出が遅れて、使えなくなった保険証を使ってしまうと、国保が負担した医療費を返還していただくことがありますのでご注意ください。

### 医療機関での自己負担割合

小学校入学前	2割
小学校入学後70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割
現役並み所得者	3割

※70~74歳の人は「国民健康保険高齢受給者証」も併せて提示してください。

### 高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたときは、申請することにより、超えた分が国保から払い戻されます。ただし、保険適用外の差額ベッド代、食事代等は対象外となります。「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。必要な人は国保年金課、各支所・出張所で申請してください。(国民健康保険税に滞納がある世帯には交付できません。)

### 高額医療・高額介護合算制度

世帯内で1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

### 出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。

### 療養費

国保加入者がコルセット等治療用補装具を作ったときや緊急その他やむを得ない理由で医療機関等に被保険者証を提示できなかった場合等は申請することにより、審査決定後、自己負担額を除いた額が国保から払い戻されます。

### 葬祭費

国保加入者が死亡したとき、その葬祭を行った人に葬祭費が支給されます。

### 交通事故にあった場合

交通事故等第三者から傷病を受けた場合でも、国保へ届出することにより保険診療が受けられます。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなりますので、示談の前に必ずご相談ください。

### 国民健康保険税

医療給付費分と後期高齢者支援金分・介護納付金分を合わせた金額が国民健康保険税(保険税)となり、世帯主に課税されます。

医療給付費分と後期高齢者支援金分・介護納付金分の保険税は、それぞれ、所得、加入者の世帯と加入者数に応じて算出された所得割、世帯別平等割(一世帯当たりの定額)、被保険者均等割(世帯の加入者数に応じて計算)の合計です。ただし、介護納付金分保険税は介護保険の第2号被保険者(40~64歳の人)についてのみ算定します。

保険税率と賦課限度額は、年度ごとに医療給付費分と後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれに定められています。

### 非自発的失業者の軽減

会社の都合(倒産、リストラ等)で失業した人(雇用保険受給資格者証の離職理由コードにより判断)の保険税額を計算する時に、給与所得額を30/100とみなすことで保険税を軽減する制度があります。この軽減を受けるには申請が必要です。くわしくは国保年金課にお問い合わせください。

### 軽減制度

低所得者層の負担を少なくするため、世帯の所得に応じた税額の軽減制度(7割・5割・2割)があります。これは、各軽減世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

●7割・5割・2割軽減の適用を受けるためには…軽減のための申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしていることが必要です。

※所得申告がない場合、軽減対象世帯であっても軽減が受けられないことがありますので、必ず所得申告をしてください。

### 保険税の納付

6月から翌年3月までの計10回の納期に分けて納付していただきます。定められた納期限までに納税がない場合には延滞金が加算され、納税が遅くなるほど延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期内に納められなくなった場合は、速やかに国保年金課にご連絡ください。支払方法等の相談をお受けします。(なお、特別の事情がなく滞納すると、被保険者証の交付が受けられなくなる場合があります。)

### 特定健康診査・特定保健指導

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病等の有病者および予備群を減少させることを目的とした健診と保健指導を行います。

**対象者** 40歳~75歳未満の国民健康保険加入者(被保険者)

**健診方法** 集団健診または個別健診(医療機関)で受診します。(対象者には、受診券等を個別通知します。)

#### 健診内容

○**特定健康診査**…問診、身体計測、尿検査、血圧測定、診察、血液検査、心電図検査を行います。

○**特定保健指導**…特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、保健指導を行います。

## 国民年金

問 国保年金課

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず加入することになっています。

国民年金は、就職・転職・退職・結婚等により、加入のしかた(種別)が変わる場合があり、その都度届出が必要になります。忘れずに届出をしてください。

### 被保険者の種別

#### 第1号被保険者

自営業の人、学生、アルバイト等の人。  
第2号、第3号被保険者以外の人は必ず第1号被保険者になります。ご自身で加入手続きをして保険料を納めます。

#### 第2号被保険者

職場の厚生年金や共済組合に加入している人。  
厚生年金等の制度を通して国民年金に加入しています。加入の手続きや保険料の納付は会社等が行うため、ご自身で行う必要はありません。

#### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。  
配偶者の勤務する会社等に種別変更届を提出することになります。ご自身で保険料を納める必要はありません。

#### 希望すれば加入できる人(任意加入被保険者)

・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人  
・日本人で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人  
・昭和40年4月1日以前生まれの人で、65歳以上70歳未満の人(ただし、年金受給権のある人は加入できません)

## こんなときは届出を

こんなとき	手続き	必要なもの
退職したとき	国民年金の加入手続き	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 退職日の分かる書類、免除を希望する場合は雇用保険の離職票または受給者証
配偶者の扶養から外れたときや配偶者が退職したとき	第1号被保険者への種別変更手続き	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 扶養の喪失日が分かる書類
市外から転入したとき	国民年金の住所変更手続き ※手続きが必要となる人とそうでない人がいます。	<input type="checkbox"/> 年金手帳
海外へ転出するとき	国民年金を納付する場合は任意加入の手続き	<input type="checkbox"/> 年金手帳

## 保険料の納め方

国民年金の保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で全国の金融機関(銀行、郵便局等)やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、インターネットバンキング等の電子納付で納めることができます。前納や口座振替等による割引制度もあります。また、月400円の保険料を上乗せして納付することで、老齢基礎年金に上乗せした付加年金を受給できます。さらに、国民年金に上乗せできる国民年金基金制度もあります。くわしくは国民年金基金連合会ホームページまたは和歌山県国民年金基金ホームページをご覧ください。(注:付加年金と国民年金基金の同時加入はできません。)

## 保険料の免除・猶予制度

### 申請免除

経済的な事情等から保険料を納められないときには、申請すると保険料納付を免除される場合があります。免除には全額免除や一部免除があり、免除された期間は年金受給資格期間として計算されますが、免除割合に応じて年金額は減額されます。

### 納付猶予

50歳未満の人は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

### 学生納付特例

学生の場合は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。※免除・猶予いずれの場合も、10年以内であれば後から保険料を追納することができます。

## 産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。

## 国民年金の給付

### 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間を合わせて10年以上ある人が65歳になったときに支給されます。

### 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前または60歳から65歳になるまでの年金受給待機期間中に初診日のある病気やけがで、一定の障害が残った場合に支給されます。一定の保険料納付要件がありますので、くわしくは年金事務所・国保年金課にお問い合わせください。

### 遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。障害基礎年金と同じく一定の保険料納付要件がありますので、くわしくは年金事務所・国保年金課にお問い合わせください。

### 寡婦年金

国民年金の期間のみで老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けずに死亡したときに、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

### 死亡一時金

3年以上国民年金保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、生計関係のあった遺族に支給されます。

## 後期高齢者医療保険

問 国保年金課

## 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療は都道府県単位で設置された広域連合が運営主体(保険者)となり、市町村と協力して実施しています。

## 対象者(被保険者)について

- ・75歳以上の人(75歳誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません)
- ・65歳以上で一定の障害があり申請により広域連合が認めたもの(後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、国保年金課までご相談ください。)

## こんな時には届出が必要です。

- ・交通事故にあったとき(交通事故等、第三者(加害者)から傷害を受けて、医療機関にかかった場合でも、被保険者証を使って治療を受けることができますが、必ず届け出なければなりません)
- ・住所・氏名等を変更したとき
- ・生活保護を受けるようになったときや生活保護を受けなくなったとき
- ・被保険者証を紛失したとき
- ・被保険者が亡くなったとき
- ・他の健康保険に加入するとき(65歳以上75歳未満の人で一定の障害のある人)

## お医者さんにかかる時は(自己負担額)

保険証を医療機関の窓口へ提出してください。次の額が自己負担となります。

医療費の1割(所得により2割または3割)

※ただし、自己負担には限度額があります。

## 自己負担限度額(高額療養費)

同じ月内に支払った自己負担額が、自己負担限度額を超える場合には、高額療養費として差額が広域連合から支給されます。

## 高額療養費の申請について

この申請は1度だけで、2回目以降の申請は不要です。該当された際に自動的に振り込まれますが、振込先口座に変更が生じた場合には再度申請が必要となります。

## 保険料について(被保険者全員が納めます)

後期高齢者医療制度では被保険者一人一人に納めていただきます。

保険料は	①被保険者全員が負担する「均等割額」
	②被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」

2つの合計額です。

## 保険料の納め方

原則として保険料は年金からの天引き(特別徴収)です。ただし、年金が年額18万円未満の人や、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える場合等は年金天引きの対象となりません。また資格を取得された年度や年の途中で保険料に変更のあった人等も一定期間、特別徴収ができなくなりますので、納付書での納付(普通徴収)が必要になります。※一時的に普通徴収になる場合などで、納付忘れがないように、口座振替の申し込みにご協力ください。

## 給付内容の一部

### 療養費(やむを得ず全額負担したとき)

- 次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部について払い戻しが受けられます。
- ・旅行中等に、急病等でやむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき
  - ・医師の指示により、コルセットやギプス等の補装具をつくったときなど

### 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った人に対して申請により葬祭費が支給されます。

## 福祉医療

問 国保年金課

## 福祉医療

医療保険加入者で、他の公費負担医療制度により、医療費の全額補助を受けていない人で、下記の制度の対象者条件に該当する人に医療費を助成します。

制度	対象者	切替年月日	助成内容
老人医療	67歳以上70歳未満の人で収入制限等の適用要件に該当する人	定期判定 毎年 8月1日	保険適用 医療費の 1割
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭等で扶養されている18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父母とその児童で、所得が一定基準以下の人	定期判定 毎年 11月1日 申請は8月	
心身障害児(者)医療	次の1~5に該当し、所得が一定基準額以下の人 1. 身体障害者手帳1、2、3級所持者 2. 療育手帳(A・B)所持者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 障害年金1、2級受給者 5. 特別児童扶養手当1、2級の要件児童 ※ただし、65歳以上で新規または障害程度変更により上記に該当となった人は、対象外となります。	定期判定 毎年 8月1日	保険適用 医療費の 自己負担分
	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童	小学校、中学校入学時に切替。申請が必要です。	
子ども医療	19歳になる年度の4月1日から24歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、大学や短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学(大学院は除く。)し、保護者等の税法上の被扶養者(扶養する者がいない場合は、所得が48万円以下)に該当する人	受給者証は発行しません。助成の申請時に必要な書類がありますので、くわしくは国保年金課にお問い合わせください。	保険適用 入院費の 自己負担分

## 児童福祉・母子福祉

問 こども課

### 児童手当

**対象者** 中学校卒業まで(15歳に達した日以降の最初の3月31日)の児童を養育している人

#### 支給額(月額)

3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

#### 支給時期

2月、6月、10月にそれぞれの前4か月分が支給されます。  
※受給されるためには認定請求が必要です。

### 児童扶養手当

#### 対象者

ひとり親家庭または父母にかわって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害を有する場合は20歳未満の児童)を監護している人

#### 支給額(月額)

子どもが1人の場合	全部支給:44,140円 一部支給:44,130円~10,410円 (所得に応じて決定されます)
子ども2人目の加算額	全部支給:10,420円 一部支給:10,410円~5,210円 (所得に応じて決定されます)
子ども3人目以降の加算額(1人につき)	全部支給:6,250円 一部支給:6,240円~3,130円 (所得に応じて決定されます)

※手当の額は、消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。

#### 支給時期

5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれの前2か月分が支給されます。  
※受給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。

### 母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の人の自立支援と児童福祉を推進するために、無利子または低金利で資金の貸付を行っています。くわしくはこども課にお問い合わせください。

## 保育

問 保育課

### 保育所(園)

保育所とは児童福祉法に基づき、保育が必要な児童を預かり、保育することを目的とする児童福祉施設です。

保護者が就業や病気等何らかの理由で家庭で保育をすることができない児童を保護者に代わり保育します。

### 保育料

0~2歳児までの子どもの保育料は、父母の市町村民税所得割課税額(父母の合計所得金額が一定より少ない場合で、同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断した場合は祖父母等も合計対象)および児童の年齢等により決定します。

なお、父母が家計の主宰者と判断できる場合は、父母以外の扶養義務者の税額は合算しません。

※3~5歳児の子どもの保育料は無償。

### 保育時間

#### 通常保育

平日 午前8時~午後4時 土曜日 午前8時~正午

#### 延長保育

平日 午前7時~午後7時 土曜日 午前7時~午後1時  
※保育所により保育時間が異なる場合がありますので、くわしくは各保育施設までご確認ください。

### 保育施設

	保育所(園)名	受入年齢	住所	電話番号
1	こぼと保育所	生後3か月から	上野85	TEL 77-2010
2	なるき保育所	2歳児から	南中367	TEL 77-3022
3	八王子保育所	2歳児から	下井阪416	TEL 77-5012
4	(私立)粉河保育園(社会福祉法人陸美会)	生後6か月から	粉河460-1	TEL 73-2222
5	(私立)山の子共同保育園(NPO法人子育てサポート山の子)	満1歳児から	北長田546	TEL 60-1812
6	(私立)名手保育園(社会福祉法人陸美会)	生後6か月から	名手市場736	TEL 75-2046
7	(私立)安楽川保育園(社会福祉法人こうま会)	生後6か月から	桃山町元386-1	TEL 66-0531
8	中貴志保育所	2歳児から	貴志川町神戸338	TEL 64-2843
9	東貴志保育所	1歳児から	貴志川町井ノ口183	TEL 64-5007
10	西貴志保育所	3歳児から	貴志川町長原722	TEL 64-6563
11	丸栖保育所	1歳児から	貴志川町丸栖275	TEL 64-6198

※粉河保育園、山の子共同保育園、名手保育園、安楽川保育園は私立保育園です。それ以外は公立保育所です。

### 小規模保育施設

	施設名(事業者名)	受入年齢	住所	電話番号	事業の種類
1	(私立)未来保育園(学校法人藤田教育学園)	生後10か月から	中三谷17-5	TEL 77-7776	小規模保育事業A型
2	(私立)ニチイキッズきのかわ保育園(株式会社ニチイ学館)	生後8週から	打田704-5	TEL 78-1480	小規模保育事業A型

※小規模保育は、0~2歳の子どもの少人数(定員6~19人)で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

(広告)

**Kansai Tekuno Co.,Ltd**  
関西テクノ有限会社

— 事業内容 —

- 内装仕上工事 ●軽鉄下地工事
- ボード工事 ●GL貼工事

代表取締役 伊藤 健  
〒640-0413 紀の川市貴志川町神戸137-2  
TEL (0736)65-3668  
FAX (0736)65-3667

**そらな保育園**

19名定員の保育園で子どもひとりひとりを温かく見守りながら保育しています。  
保育園デビューはそらな保育園にお任せください♡  
看護職員も常駐しております。

○開園日:月曜から土曜(日・祝・年末年始はお休み)  
○保育時間:午前8時から午後7時  
○対象年齢:生後6か月から2歳児まで  
○保育料:週5日以上の場合 33,000円/月  
週4日以下の場合 25,000円/月  
0~2歳児の入園可能です。  
お気軽にお問い合わせください。

園の様子はホームページまで▼

保育士募集

**そらな保育園**  
紀の川市貴志川町丸栖1017-13  
TEL 0736-65-1822

社会福祉法人 陸美会  
**粉河保育園**

紀の川市粉河460番地1  
TEL 0736-73-2222  
FAX 0736-73-2302

社会福祉法人 陸美会  
**名手保育園**

紀の川市名手市場736番地  
TEL 0736-75-2046  
FAX 0736-75-2311

## 認定こども園

施設名	受入年齢	住所	電話番号	事業の種類
1 (私立)レイモンドこども園 (社会福祉法人檸檬会)	生後8週から	古和田238-1	TEL 78-1881	幼保連携型 認定こども園
2 (私立)愛の光幼稚園 (学校法人愛の光学園)	1歳児から	粉河4620-4	TEL 73-3356	幼保連携型 認定こども園
3 (私立)あおば幼稚園 (学校法人内山学園)	2歳児から	貴志川町岸小野 207	TEL 64-9514	幼稚園型 認定こども園
4 (私立)ながやまこども園 (社会福祉法人ながやま福祉会)	生後4か月から	貴志川町長山 277-781	TEL 64-6633	幼保連携型 認定こども園

※認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者が働いている、働いていないに関わらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設です。

## 私立幼稚園

問 教育総務課

### 入園について

私立幼稚園の募集年齢は、3、4、5歳児です。  
入園(満3歳児入園)等、その他詳細については、幼稚園にお問い合わせください。

### 私立幼稚園

法人名	幼稚園名	所在地	電話番号
学校法人 藤田教育学園	智徳幼稚園	中三谷17-1	TEL 77-6189

## 小学校・中学校

問 教育総務課

### 入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した入学通知書を送付します。

(広告)



幼保連携型認定こども園  
あいりかりようちえん  
**愛の光幼稚園**  
学校法人 愛の光学園

愛の光幼稚園 検索  
☎ 0736-73-3356  
紀の川市粉河4620-4



社会福祉法人  
**ながやまこども園**

延長保育(7:00~19:00)  
土曜日保育(8:00~14:00)  
通園バスあり

のびのびした成長のために  
●裸足保育  
●英会話  
●音体指導  
●体育指導

子育て支援センター  
●0歳~満3歳まで(未就園児)  
●育児相談・情報提供  
など子育て支援

保育園・幼稚園の両方を併せ持った施設です  
保育を必要とする事由がなくても入園可!(1号認定)  
子育ての不安や悩みのある方、お気軽にご相談下さい

☎ 0736-64-6633  
〒640-0416  
紀の川市貴志川町長山277-781



ふたば保育園  
寄り添った愛情  
いきいき健やかを育む  
内閣府所管・企業主導型保育所

デュプロ精工株式会社(ふたば保育園)  
〒649-6551 和歌山県紀の川市上田井 353  
(デュプロ精工(株)事業所内)  
Tel.0736-79-6022  
ふたば保育園 紀の川市 検索

## 紀の川市立小中学校

No.	学校名	所在地	電話番号
1	池田小学校	南中326-1	TEL 77-3053
2	田中小学校	打田1491	TEL 77-2004
3	長田小学校	長田中538-1	TEL 73-3139
4	粉河小学校	粉河1558-1	TEL 73-2251
5	竜門小学校	杉原257-1	TEL 73-3138
6	川原小学校	野上92-2	TEL 73-3330
7	名手小学校	名手西野335	TEL 75-2054
8	上名手小学校	江川中988-4	TEL 75-3065
9	麻生津小学校	麻生津中10-2	TEL 75-2320
10	安楽川小学校	桃山町市場2	TEL 66-0022
11	調月小学校	桃山町調月1101	TEL 66-0595
12	丸栖小学校	貴志川町丸栖206	TEL 64-3004
13	西貴志小学校	貴志川町長原167	TEL 64-2024
14	中貴志小学校	貴志川町上野山55	TEL 64-2106
15	東貴志小学校	貴志川町井ノ口148	TEL 64-2027
16	打田中学校	東大井345	TEL 77-2533
17	仙溪分校	東三谷900-1	TEL 77-3664
18	粉河中学校	粉河925	TEL 73-2218
19	那賀中学校	名手市場981	TEL 75-2078
20	荒川中学校	桃山町元249	TEL 66-0003
21	貴志川中学校	貴志川町上野山232	TEL 64-2521

## 放課後児童健全育成事業

問 保育課

保護者の就労等により放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を支援します。

名称	対象小学校区	所在地	電話番号
てのひら	池田小	南中326-1	TEL 77-5177
太陽の子	田中小	打田1406-5	TEL 77-2100
粉河アットホームクラブ	粉河、長田、竜門、川原小	粉河1479	TEL 73-2282
チャレンジ児童クラブ	名手、上名手、麻生津小	名手西野256	TEL 75-5206
あらかわ放課後児童クラブ	安楽川小	桃山町市場73-1	TEL 66-3234
ももやま放課後児童クラブ	調月小	桃山町調月384	TEL 66-3399
こどもくらぶ	中貴志小	貴志川町上野山146	TEL 64-1102
ほたるっこ	東貴志小	貴志川町井ノ口148	TEL 64-8840
西貴志こどもくらぶ	西貴志小	貴志川町長原165	TEL 65-2215
丸栖っ子クラブ	丸栖小	貴志川町丸栖270-4	TEL 64-0711

## 給食センター

紀の川市の学校給食は、安全安心な給食を目指し、できるだけ地元の食材を使って、すべてセンター方式で運営しています。食物アレルギーへの対応等については、入学予定校や在籍校へお問い合わせください。

### 給食センター一覧

No.	名称	所在地	電話番号
1	河南学校給食センター	桃山町元142-3	TEL 66-1181
2	粉河学校給食センター	粉河681-1	TEL 73-7711

## その他の福祉関係制度

問 こども課

### ひとり親家庭自立支援給付金事業

#### 対象者

ひとり親家庭の親(事前の相談が必要です。また、所得等の条件があります)

#### 内容

- ・自立支援教育訓練給付金  
雇用の安定と就職を図るために必要な職業に関する教育訓練として市長が指定するものを終了した場合に、受講のために支払った費用の一部を助成します。(受講前に相談、申請が必要です。)
- ・高等職業訓練促進給付金  
就職に必要な資格の取得を促進するため、養成機関で1年以上就業する場合に一定額の給付金を支給します。(事前に相談が必要です。)
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを支援することで、就職や転職に向けた可能性を広げることを目的に、高卒認定試験合格のための講座の受講開始時、受講終了時及び合格時に受講費用の一部を支給します。(事前に相談が必要です。)



## 介護保険

問 高齢介護課

介護保険は、高齢者等が寝たきりや認知症で常に介護を必要とする状態になったり、家事や身支度等日常生活に支援が必要な状態になったりしたときに、介護サービスを受けることができる制度です。

### 加入者と保険料

介護保険に加入するのは、市内に住所のある65歳以上の(第1号被保険者)と40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)です。介護保険被保険者証は、65歳以上の人と、40~64歳で要支援・要介護の認定を受けた人にお送りします。

### 第1号被保険者

対象者	65歳以上の人
給付の対象者(介護サービスを利用できる人)	・寝たきりや認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常生活動作について常に介護が必要と認定された人 ・家事や身支度等の日常生活に支援が必要と認定された人
保険料(※1)	市町村ごとに異なります。本人の所得や世帯の課税状況に応じて段階別に算定します。
保険料の納付方法(※2)	<b>特別徴収</b> …高齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の人。年金から天引き <b>普通徴収</b> …特別徴収以外の人。納付書か口座振替等で個別に納付

(※1)災害等で保険料の納付が困難な人を対象とした保険料の軽減制度もあります。くわしくは高齢介護課へお問い合わせください。

(※2)申し出による納付方法の変更はできません。

(広告)

**在宅介護支援**

**ヘルパーステーションピーチ**

紀の川市東大井321番地4  
Tel 0736-78-1877  
Fax 0736-78-1878

※ヘルパーさん随時募集!!

- 30分からでも勤務可。
- 利用者様宅:紀の川市 5割  
岩出市 5割  
訪問先エリア 希望可。

**社会福祉法人 高陽会**  
紀の川市黒土153 TEL 0736-73-5881

特別養護老人ホーム 高陽園 老人保健施設 さくらの丘  
総合福祉センター 風の里 総合福祉センター 風倶楽部  
グループホーム 風の里 福祉センター のぞみ野  
城東子ども園  
指定管理者 泉南市立 浜保育所

高陽会 検索

**社会福祉法人 陸美会**  
紀の川市粉河460-1 (粉河保育園 職員室内)  
TEL 0736-73-2222

粉河保育園 名手保育園

**高木内科**  
紀の川市粉河418-2  
TEL 0736-73-8008  
内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、心療内科、小児科

**貴志川聖アンナの家**  
聖アンナ訪問看護ステーション TEL(0736)64-7460(代)  
聖アンナケアプランセンター TEL[共通]0736)64-9201

**きしがわ園**  
紀の川市貴志川町尼寺359 TEL(0736)65-1111(代)  
デイサービスきしがわ園 TEL(0736)65-2525

**社会福祉法人 聖アンナ福祉会**  
紀の川市貴志川町上野山302-1  
TEL(0736)64-7460(代) FAX(0736)64-7461  
詳しくはホームページをご覧ください。https://www.seianna.jp/

## 介護保険で受けられるサービス

### 居宅サービス

**対象** 要介護1~5の人。要支援と認定された人も利用できます。

※要支援の人の訪問介護、通所介護は総合事業になります。

### 内容

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護
- ・訪問看護 ・訪問・通所によるリハビリテーション
- ・居宅療養管理指導(かかりつけの医師等の療養上の管理・指導)
- ・通所介護(デイサービス)
- ・短期入所サービス(ショートステイ)
- ・特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等での介護)
- ・福祉用具の貸与や購入費の支給 ・住宅改修費の支給
- ・居宅介護支援(ケアマネジメント)

なお、介護予防サービスの一部を、平成29年4月からは、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しています。

### 施設サービス

**対象** 要介護1~5の人。要支援と認定された人は利用できません。

### 内容

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)=常に介護が必要で、居宅での介護が困難な人が入所できます(原則として要介護3以上の人)。
- ・介護老人保健施設=病状が安定し、リハビリテーションが必要な人が入所できます。
- ・介護療養型医療施設=病状が安定し、長期間にわたる療養が必要な人が入所できます。
- ・介護医療院(医療的ケアを行える施設)=医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護を受けられます。



## 地域密着型サービス

**対象** 要介護1~5の人。要支援と認定された人も利用できます。

### 内容

- 高齢の人を住み慣れた身近な地域で支えるためのサービスです。原則として他市町村の人は、サービスを受けることはできません。
- ・小規模多機能型居宅介護 ・夜間対応型訪問介護
  - ・認知症対応型通所介護
  - ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
  - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則として要介護3以上の人)
  - ・地域密着型通所介護
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ・看護小規模多機能型居宅介護

## 障害のある人の介護サービス

障害福祉サービスを受けている障害のある人も、40歳以上の人は介護保険の被保険者になります。従って、65歳以上の人と特定の病気によって介護等が必要になった40~64歳の人介護保険のサービスを利用しようとする場合は、介護保険の認定申請を行い、要介護認定を受けて介護保険のサービスを受けることができます。ただし、障害福祉サービスのうち、介護保険の保険給付にないサービスについては、引き続き障害福祉サービスを利用できます。

## 利用者負担等

介護保険のサービスを利用したとき、利用者はかかった費用の1割(一定以上の所得がある人は2割または3割)を負担します。

利用者負担が所定の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費が支給されます。施設サービス等利用するサービスの種類によっては、1・2・3割の利用者負担のほか、食費・居住費(滞在費)・日常生活費がかり、その全額が利用者負担となります。

(広告)

**紀の川市事業所**

- 特別養護老人ホーム打田皆楽園
- 障害者支援施設PURE皆楽
- グループホーム友愛
- 打田友愛デイサービスセンター
- 皆楽園心愛デイサービスセンター
- 打田ケアプランセンター

紀の川市事業所  
社会福祉法人 皆楽園  
岩出市西園分668  
☎ 0736-63-0250  
http://www.kairakuen.or.jp

**社会福祉法人 渉久会**

- 特別養護老人ホーム ももの里
- 特別養護老人ホーム ヴィラももの里
- デイサービスセンター ももの里
- デイサービス・トレーニングセンター こんにはKainan
- ケアプランセンター ももの里
- ケアプランセンター ヴィラ桜
- ケアプランセンター こんには海南
- グループホーム 桃の庵
- グループホーム 自然の郷
- サービス付き高齢者向け住宅 自然の郷
- ケアハウス ヴィラ桜
- ケアハウス ヴィラ山桜

和歌山県紀の川市桃山町最上1254-1  
TEL 0736-66-3741

# 紀の川市の介護予防サービス

問 高齢介護課

## 何をしなければならないの？

元気で長生きするためには、生活習慣病を予防するだけでなく、**フレイル(加齢による虚弱化)を積極的に予防する必要があります。**介護が必要となる原因は、高齢による衰弱、転倒・骨折、認知症や関節の痛み等「フレイル」によるものが多く、加齢とともに身体機能は衰えます。また、使いすぎによる痛みも出ます。老化や痛み等をそのまま放置せず、適切な対策を行えば、維持・改善することはできます。

年齢を重ねても元気でいきいきと住み慣れたところで生活するためにも、「**フレイル予防**」が必要です。

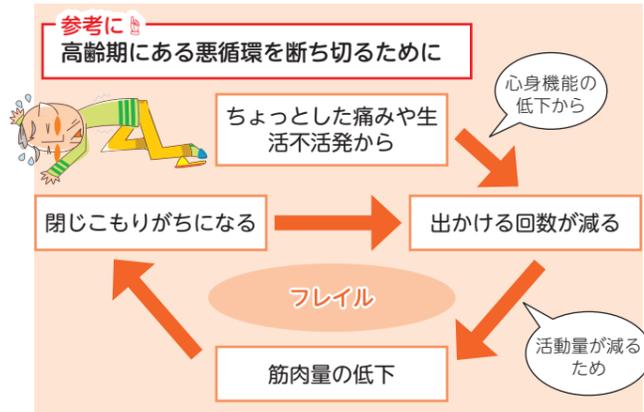
## フレイル予防

「足腰が弱くなってきた」や「物忘れがひどくなってきた」、「転倒がこわい」等、加齢に伴い不安に思うことが増え、その先に「介護がいるようになったらどうしよう」と思う人も多いのではないのでしょうか？

高齢期に必要なことはたくさんありますが、特に「**運動**」と「**栄養、口腔ケア**」「**社会参加**」が重要です！

ちょっとしたきっかけから右図のような悪循環に陥る人も少なくありません。身体機能を維持するために「**運動**」を！

筋肉量を保つためにしっかりと「**栄養**」を！人と接する機会を増やすことを心がけてください！



### ●フレイルチェック事業

東京大学高齢者社会総合研究機構が開発したフレイルチェックを活用し、市民ボランティアとして活動しているフレイルサポーターが、フレイルとなっている生活機能がないかをチェックします。

### ●フレイルサポーター養成講座

フレイル予防の知識を学びフレイル予防の大切さを地域に広めるフレイルサポーターを養成する講座です。

## 高齢介護課から

市が行う介護予防事業は、みなさんにとって健康づくりを身近に感じていただくためのきっかけでしかありません。ご自身が健康でありたいと願い、ご自身で運動等を継続いただかなければなりません。「生活の中に何かを取り入れないと」と感じている人やそう感じても何をしたいかわからないという人も多いと思います。高齢介護課では、身近な場所で市民のみなさんが集まり、介護予防を実践できるよう支援しています。個々では、継続が難しいなどお悩みの人は、下記の事業も参考にいただき、お気軽にお問い合わせください。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、要支援の認定をお受けの人や要支援状態に近い人を対象にサービスを提供。健康的なまちづくりを目指して、事業を展開しています。

## 紀の川市が実施する介護予防教室等

### 介護予防を知る

#### ●出張講座 元気プラス塾

介護予防を広く市民のみなさんに知っていただくため、地域の集会所等へ直接お伺いし、講座を開く事業。(運動やお口の健康、栄養、認知症予防等)

### 介護予防教室

#### ●ピンシャン元気教室

生活の中に運動を取り入れていただくための教室です。ストレッチや筋力トレーニング、踏み台昇降運動等を行います。(週1回、約3か月間、全12回)

#### ●健口教室

お口の健康についての教室です。歯のみがき方や入れ歯の手入れ、体操等を行います。(全4回、約2か月間)

#### ●紀の川料理教室

高齢期に必要な栄養、調理法を学べる教室です。(全4回、約2か月間)

### 地域活動

#### ●紀の川歩(てくてく)体操

膝痛・腰痛・虚弱が見られる方も無理なくできるリハビリ専門職が考案した体操(集会所にリハビリ専門職が定期的にまわり、活動を支援します)

#### ●わかやまシニアエクササイズ

踏み台昇降運動や筋力トレーニングストレッチを組み合わせた運動強度強めの運動です。公民館単位で実施しています。

### つどい場づくり

#### ●つどい場事業(社会福祉法人等に委託)

市民のみなさんが気軽に集まり、おしゃべりをすることや介護予防を楽しめる場所を提供します。(毎月1回開催)

## 認知症の理解を

#### ●認知症サポーター養成講座

認知症を広く正しく知っていただくための講座です。

## 送迎のある事業

#### ●閉じこもり予防事業(社会福祉法人に委託)

自宅に閉じこもらないよう、毎月1回開催する介護予防教室です。(実施地区内の送迎があります。)

- ・いきいき元気塾なが 那賀総合センターで実施(那賀地区内の送迎あり)
- ・いきいき元気塾こかわ 粉河ふるさとセンターで実施(粉河地区内の送迎あり)
- ・はつらつくらぶ 市役所南別館で実施(打田地区内の送迎あり)
- ・しゃきっと教室 桃山支所で実施(桃山地区の送迎あり)

YouTube(市役所[公式])



## 紀の川市地域包括支援センター「愛の手」

問 高齢介護課地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のなんでも相談窓口です。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな相談や支援をしています。お気軽にご相談ください。

TEL 0736-77-0350

TEL 0736-78-3314(夜間・休日等の緊急連絡先)



## このようなときお役に立ちます！

### 介護や介護予防、健康のこと(介護予防ケアマネジメント)

- ・介護保険の申請の仕方が分からない。
  - ・介護認定を受けたいけれど、どうしたらいいのか分からない。
- 介護保険制度・介護サービスの説明や申請の代行等を行い、スムーズに制度利用ができるようサポートします。

〈広告〉

### 発見！ わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心

高さの違う記載台

車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

### 発見！ わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話

子どもでも使える高さ

高さの違う2種類の手すり

どんな世代でも使いやすい

子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。 身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

### OCEAN

居宅介護支援・訪問看護・デイサービス  
[ヘルパーステーション] 開設

相談無料！お気軽にお問い合わせください。

TEL 0736-60-3792

〒640-0401 和歌山県紀の川市貴志川町丸壺662  
営業時間: 8:30~17:30 定休日: 土日祝

## さまざまな相談ごと(総合相談)

- ・最近もの忘れがひどくなってきた。
  - ・近所の高齢者を最近見かけない。どこに相談したらよいか分からない。など
- 適切な機関と連携をとり、問題解決に努めます。

## 権利を守る(権利擁護)

- ・悪質商法の被害にあっている。
  - ・金銭等の管理が困難になってきた。
  - ・虐待にあっている人がいる。または、してしまう。
  - ・介護サービスに不満・疑問がある。
- 成年後見制度の利用を支援することや虐待の事実確認等を行います。

## 暮らしやすい地域づくり(包括的・継続的ケアマネジメント)

- 要介護状態にならないようにしたい。
  - 介護予防教室のようなところに行きたい。
- 地域の社会資源や当市介護予防事業等の紹介を行います。相談には、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職が連携し、総合的に支援を行います。

## 高齢者なんでも相談窓口

### 地域包括支援センター取次所等

- ・市役所粉河支所 TEL 0736-73-3311
- ・市役所那賀支所 TEL 0736-75-3111
- ・市役所桃山支所 TEL 0736-66-1100
- ・市役所貴志川支所 TEL 0736-64-2525
- ・市役所鞆淵出張所 TEL 0736-79-0001

### 介護支援事業所等

- ・(福)皆楽園 皆楽園打田ケアプランセンター TEL 0736-77-0830
- ・(医)篤真会 奥クリニック TEL 0736-77-3575
- ・(福)高陽会 高陽会居宅介護支援事業所 TEL 0736-74-3116
- ・(福)光栄会 栄寿苑居宅介護支援センター TEL 0736-75-6888
- ・(福)涉久会 ケアプランセンターもの里 TEL 0736-66-3741
- ・(福)聖アンナ福祉会 聖アンナケアプランセンター TEL 0736-64-9201
- ・(福)光栄会 特別養護老人ホーム白水園 TEL 0736-73-2210

### 社会福祉協議会

- ・本所 TEL 0736-66-1211
- ・打田支所 TEL 0736-77-0859
- ・粉河支所 TEL 0736-73-8863
- ・那賀支所 TEL 0736-75-9060
- ・貴志川支所 TEL 0736-65-2552

## 高齢者福祉事業

問 高齢介護課

高齢者が快適で安心して暮らせるように、各種福祉サービス事業を実施しています。各種サービス等を希望される人は、あらかじめ申請が必要です。(長寿祝金等の支給事業を除く)

### ●高齢者福祉事業を紹介します●

※対象者は市内に住所を有する人です。介護サービスではないので、いくつかのサービスを除き、基本的に要介護認定は必要ありません。

## 高齢者見守り事業

### 対象者

本市に居住し、住民基本台帳に記録されているおおむね65歳以上の在宅高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯

### サービス内容

見守り事業として、事業対象者の居宅を1か月に1回以上週3回以内訪問することにより、見守りおよび安否確認を行うとともに、他の事業による支援の必要性を把握する事業です。

### 負担金等

無料  
※お弁当宅配を利用する場合、お弁当代は実費

## 外出支援(移送)サービス

### 対象者

加齢に伴う身体機能の低下や病気等により一般交通機関を利用することが困難で、要介護4または5に認定されたおおむね65歳以上の在宅高齢者

### サービス内容

車椅子のまま乗ることのできるリフト車や寝たまま乗ることができるストレッチャー装着車等で、居宅と医療機関等を週1回以内で送迎します。  
※事業所の人員や機材確保の都合上、受診予約日の希望に添えないまたは変更をお願いする場合があります。

### 負担金等

紀の川市・岩出市200円 その他の地域500円  
駐車料金 実費

## 緊急通報システム事業

### 対象者

日常生活を営む上で注意を要する必要にあり、次に該当する人

1. おおむね65歳以上のひとり暮らしの人または高齢者夫婦のみの世帯
2. ひとり暮らしの重度心身障害者

### サービス内容

急病・事故等緊急時に簡単な操作で外部「警備会社」等に通報できる緊急通報装置システムを貸与します。

**負担金等** 装置の使用によってかかった電話の通話料等

※市町村民税所得割課税世帯の場合は利用料(月額1,000円(税別))などが必要となります。

## 老人日常生活用具給付(貸与)事業

電磁調理器・自動消火器・火災警報器・布団乾燥機等を給付または貸与することにより日常生活の安全と便宜を図ります。

それぞれの用具や課税状況等により、対象者や負担金が変わります。

## 高齢者居宅改修補助事業

### 対象となる改修および補助

介護保険の住宅改修を実施する場合で、40万円または補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額から介護保険の住宅改修適用分を除いた額(介護保険の住宅改修をする場合で、介護保険の対象となる工事部分で介護保険の給付以上の費用がかかる部分)  
※20万円を上限として上記金額の全額を補助

### 下記のすべてに該当する人が、対象となります。

1. 市内に住居を有する65歳以上の人
  2. 介護保険による介護認定されている人
  3. 過去に重度身体障害者住宅改修助成事業の助成を受けていない人
  4. 日常生活を営むのに支障があり、住宅改修が必要な人
  5. 市町村民税非課税世帯の人
  6. 世帯の前年の収入金額の合計額が100万円(世帯の人数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた人数1人につき40万円を加算した額)以下であること
  7. 世帯の金融資産が350万円に世帯員の人数を乗じて得た額以下であること
  8. 世帯に活用できる資産がないこと
  9. 対象者が世帯員以外の者から扶養を受けていないこと
- ※同一世帯とは、実際の居住実態で判断し、住民票上、世帯分離しているかどうかを問いません。

## 高齢者紙おむつ助成事業

### 対象者

紀の川市の介護保険被保険者で市内に住所を有し、下記のいずれにも該当する人

1. 介護保険法に基づく要介護度が1~5の人
2. 常時失禁状態の人
3. 市町村民税非課税世帯の人
4. 介護保険料に未納がない人

### 支給額

- ・要介護1・2の場合  
上限 年30,000円(月当たり2,500円)
- ・要介護3・4・5の場合  
上限 年55,200円(月当たり4,600円)

### 支給方法

購入助成券により、指定事業者で紙おむつを購入し、病院や施設(介護保険で紙おむつが給付される施設を除く)で指定の紙おむつ購入の場合は、支給額の範囲内で購入に要した金額を市から給付

## 家族介護慰労事業

市町村民税非課税世帯で要介護4または5の高齢者を常時在宅で1年以上介護している市内在住の家族で、下記のいずれにも該当する人に、慰労金を支給します。

1. 市内に住所を有する紀の川市の介護被保険者
2. 被介護者が市町村民税非課税
3. 期間中介護保険のサービスを受けていない。(福祉用具貸与・販売・住宅改修・年間10日以内のショートステイを除く)
4. 期間中90日を超えて入院していない。(通算)
5. 生活保護を受けていない。

## 長寿祝金等の支給事業

(9月1日現在 引き続き6か月以上市内に住所を有する人)

### 88歳

「敬老の日」前後に長寿のお祝いをお贈りします。

### 100歳

100歳のお誕生日を迎えられた時に、訪問し長寿のお祝いをお贈りします。

### 市内最高齢の男女:各1人

「敬老の日」前後に、訪問し長寿のお祝いをお贈りします。

## 在宅高齢者等訪問理容サービス事業

### 対象者

市内に住所を有し、現に居住する在宅高齢者等で、下記のいずれにも該当する人

1. おおむね65歳以上の人
2. 介護保険法に基づく要介護度が3・4・5の人
3. 自ら理容店に行くことが困難である人

### サービス内容

自宅に理容師を派遣し、調髪・顔そり・洗髪等のサービスを提供します。

### 負担金等

1枚当たり一律2,000円の利用助成券を1人につき年間4枚まで下記区分にしたがって交付する。

利用者は1回につき1枚の利用助成券と理髪料との差額を自己負担として、派遣理容師に支払う。

1. 申請月が4~6月まで ..... 4枚
2. 申請月が7~9月まで ..... 3枚
3. 申請月が10~12月まで ..... 2枚
4. 申請月が1~3月まで ..... 1枚

## 通信機能付き電球設置事業

### 対象者

市内に住所を有し、現に居住する在宅高齢者等で、下記のいずれにも該当する人

1. おおむね65歳以上のひとり暮らしの人
2. 市町村民税所得割非課税世帯の人
3. 見守り事業・緊急通報システム事業利用者以外の人
4. 日常生活において安否の確認が図られていない人

### サービス内容

通信機能のある見守り対策電球(IOT電球)を取付け、24時間電球のON・OFFが確認されない場合、事前に登録した離れて暮らす家族等に自動で通報し、家族が行けない場合は依頼により運送業者が訪問するサービス

### 負担金等

市が全額負担

## ほっと安心ネットワーク(徘徊高齢者早期発見)事業

### 対象者

徘徊の恐れのある認知症高齢者等の本人またはその家族等

### 内容

徘徊の恐れのある認知症高齢者等について、事前に情報を登録し徘徊発生時は事前登録内容および発生時の情報を協力機関に提供することで、早期の身元確認や保護につなげます。

また登録者には、服や靴など身の回り品に貼り付けることができる見守りシールを配布します。  
※徘徊発生時の情報提供については、警察署へ行方不明者届の必要があります。

### 協力機関

紀の川市役所各課および紀の川市・岩出市の介護事業所、金融機関等の事業所で、提供された個人情報適切に管理・廃棄することに同意し、本事業に協力することを申し出た機関

## 認知症高齢者等個人賠償保険事業

認知症の方が日常生活で、認知症に起因する偶然な事故によって、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

※補償金額:1事故につき最大1億円

※補償期間:保険加入申請結果通知書による保険加入の始期から

※保険料:無料(保険料は市が全額負担します)

### 対象者

市内に住所を有する高齢者等で、次の要件がすべてに該当する人

- ・ほっと安心ネットワーク事業に登録している人
- ・在宅生活をしている人
- ・要介護認定における認定調査表または主治医意見書、もしくは医師の診断書により認知症であることが確認できる人
- ※施設入所、転出、死亡等により加入要件に該当しなくなった場合は届出が必要です。

## 徘徊高齢者位置探索サービス事業

### 対象者

市内に住所を有し、要介護または要支援認定を受けた徘徊高齢者を在宅で介護している家族等

### サービス内容

認知症による徘徊行動が認められる高齢者を在宅で介護している家族に対し、その居場所を発見できるGPS端末機を貸与し、行方不明時には警備会社のインターネット上の専用サイトにおいて現在位置を探索するサービスです。

位置探索については、利用者自身が探索するか、電話で警備会社に探索依頼することもできます。

家族が発見現場に迎えに行けない場合は、警備会社に現場へ駆けつけてもらうこともできます。  
※警備会社に現場へ駆けつけてもらう場合、別途自己負担が必要となります。

### 負担金等

1. 端末機の貸与および位置探索にかかる費用は無料
2. 徘徊高齢者を保護するために、警備会社の現場急行サービスを利用したとき…1回:10,000円(税別)

※端末機のバッテリー交換および修理費は原則として市の負担とするが、明らかに利用者の責に帰すると認められる場合は、利用者負担となります。  
例:誤った使用や紛失等

## 災害発生時における要介護者避難支援事業

### 問 高齢介護課

災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村に災害時要介護者(避難行動要支援者)名簿の作成が義務付けられました。それに基づき、紀の川市においても災害時に自ら避難することが困難な人で特に支援が必要な対象者【下記①】の名簿作成を実施しています。(名簿には氏名、生年月日、性別、住所を記載しています。)

名簿に登録した人のうち「要介護者情報提供同意確認書」により同意を得られた人については、避難支援関係者【下記②】へ名簿情報を提供することにより、避難支援や安否確認等に役立てられるよう体制整備も進めています。また、対象者に該当しない人でも家族構成等を考慮し、必要と認められる場合は避難支援関係者に対して情報提供することもできます。

### ①対象者

- 紀の川市において自宅で生活する人で次に該当する人
- ・要介護状態区分3~5の人
  - ・身体障害者1・2級の人
  - ・知的障害者Aの人
  - ・精神障害者1・2級の人
  - ・特定疾患医療受給者
  - ・小児慢性特定疾患医療受給者

### ②避難支援関係者

- ・自治会役員および関係者
- ・民生委員児童委員協議会
- ・社会福祉協議会
- ・警察
- ・自主防災組織
- ・消防機関

### 情報提供の同意について

情報提供に同意される人は「要介護者情報提供同意確認書」に記入の上、高齢介護課、各支所・出張所に直接提出するか郵送してください。

## 障害福祉

### 問 障害福祉課

## 身体障害者手帳の交付

### 認定される障害

現在、認定される障害は下記のとおりです。

- ① 視覚障害
- ② 聴覚または平衡機能障害
- ③ 音声・言語またはそしゃく機能障害
- ④ 肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能障害等)
- ⑤ 内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓)

### 身体障害者手帳の申請方法

- ① 申請書
- ② 診断書(所定の診断書で指定医師の作成したもの)
- ③ 顔写真1枚(上半身、正面、脱帽・サイズは縦3cm×横2.5cm・1年以内に撮影されたもの)  
※ポラロイド写真は不可
- ④ マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)
- ⑤ 来庁される人の本人確認書類  
(身体に障害のある15歳未満の児童に係る申請は、保護者が代わって申請してください)

## 療育手帳の交付

### 療育手帳の申請方法

- ① 申請書
- ② (18歳未満)診断書と相談票  
(18歳以上)聞き取り調査があります

- ③ 顔写真1枚(上半身、正面、脱帽・サイズは縦3cm×横2.5cm)  
※ポラロイド写真は不可

## 精神障害者保健福祉手帳の交付

### 精神障害者保健福祉手帳の申請方法

- ① 申請書
- ② 写真 縦4cm×横3cm (脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの)
- ③ 添付書類(ア、イのいずれか)  
ア. 医師の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)  
イ. 精神障害を支給事由とする障害年金を受けている場合、障害年金証書(写)、年金振込通知書および支払通知書(写)、同意書
- ④ マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)
- ⑤ 来庁される人の本人確認書類

## 手当ておよび年金制度

### 特別障害者手当(国制度)

支給要件	20歳以上の在宅の人で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人
認定基準	重度の障害が重複している人およびそれに準ずる人(医師が作成した所定の診断書に基づいて判定します)
支給制限	①本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合、または病院等に3か月以上継続して入院している場合
受給資格者	障害者本人
支給月	5・8・11・2月(年4回)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 所定の申請書類 <input type="checkbox"/> 受給中の年金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 所定の診断書 <input type="checkbox"/> 手当の振込先口座(本人名義のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 来庁される人の本人確認書類

〈広告〉

発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

フラットな入り口

ベビーカーでも  
簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが  
訪れやすい入り口。

社会福祉法人  
**和歌山県福祉事業団**  
Wakayama Social Welfare Corporation

生活介護事業所さくらり  
〒649-6501 紀の川市北志野152-1  
TEL 0736-67-6201

児童デイサービスさくらり  
〒649-6531 紀の川市粉河681-4  
TEL 0736-73-8733

http://www.wfj.or.jp

利用者さん募集中

障がいのある方が最低賃金以上の収入を受け取りながら働けます。詳しくはウェブサイトからお問い合わせください。

就労継続支援A型事業所  
**Leimond Market**  
レイモンドマーケット  
和歌山県紀の川市東国分 475  
TEL.0736-79-3716

ウェブサイト▼

社会福祉法人 檸檬会  
SOCIAL WELFARE CORPORATION LEMONKAI

## 障害児福祉手当(国制度)

支給要件	20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする重度の障害児(者)
認定基準	身体障害者手帳1級または2級(一部)、療育手帳A1の認定を受けた人およびそれに準ずる障害を有する人
支給制限	①本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②施設に入所している場合(通園施設は除く)
受給資格者	障害児(者)本人
支給月	5・8・11・2月(年4回)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 所定の申請書類 <input type="checkbox"/> 受給中の年金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 所定の診断書 <input type="checkbox"/> 手当の振込先口座(本人名義のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 来庁される人の本人確認書類

## 紀の川市心身障害児扶養手当(市単独)

支給要件	市内に居住し、次のいずれかの要件に該当する20歳未満の児童を監護する保護者等 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・国または和歌山県が指定した特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人
支給制限	①本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合 ②特別児童扶養手当または障害児福祉手当の支給を受けている場合

受給区分	障害等程度	支給月額
身体障害者手帳	1~6級	一律 5,000円
療育手帳	A1・A2 B1・B2	
精神障害者保健福祉手帳	1~3級	
特定医療費(指定難病)受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・特定疾患医療受給者証		
支給月	4・8・12月(年3回)	
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 「1受給資格」に該当する手帳、受給者証など <input type="checkbox"/> 振込先の分かるもの(通帳の写し) <input type="checkbox"/> 世帯全員の市県民税(非課税)証明書(前年度分の所得が紀の川市で確認できない人のみ・写し可) ※申請書等は窓口にあります。	

## 特別児童扶養手当

問 障害福祉課

### 対象者

身体や知的または精神に障害のある児童または長期にわたる安静を必要とする病状にある20歳未満の児童の養育者

### 支給額(月額)

1級	53,700円
2級	35,760円

※手当の額は、消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。

### 支給時期

4月、8月、12月にそれぞれの前月までの分が支給されます。

※受給されるためには認定請求が必要です。ただし、所得制限があります。

## 障害者総合支援法によるサービス

利用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳を有する人</li> <li>療育手帳を有する人</li> <li>知的障害者更生相談所等の意見により知的障害が認められる人</li> <li>精神障害者保健福祉手帳を有する人</li> <li>精神障害を事由とする年金を受けている人</li> <li>精神障害を事由とする特別障害給付金を受けている人</li> <li>自立支援医療(精神通院)を受けている人</li> <li>医師の診断書により精神障害であることが確認できる人</li> <li>難病等対象者(366疾病)</li> <li>発達相談員および保健師の意見書によりサービスが必要と判断された人(児童発達支援等利用の場合)</li> </ul>
利用者負担	サービス量と所得に応じた利用者負担。ただし、月ごとの利用者負担には上限があります。
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 所定の申請書類 <input type="checkbox"/> 利用者とその配偶者の市県民税(非課税)証明書。利用者が18歳未満の場合は、世帯全員の市県民税(非課税)証明書。前年度分の所得が紀の川市で確認できない人のみ。 <input type="checkbox"/> 利用要件に該当する手帳、受給者証等 <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 来庁される人の本人確認書類

## 障害福祉サービス

### 訪問系サービス

#### ●居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴や排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる介護サービスを行います。

#### ●重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的および精神障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。

#### ●同行援護

視覚障害により移動が困難な人に、移動に必要な情報提供、移動の援護等の外出の支援を行います。

#### ●行動援護

知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。

#### ●重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### ●短期入所

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 日中活動系サービス

#### ●生活介護

常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。

#### ●療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。

#### ●自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

#### ●就労移行支援

就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習等を、一定期間の支援計画に基づき行います。

#### ●就労継続支援(A型・B型)

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

#### ●就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

(広告)

**社会福祉法人 山水会**  
 法人HP <https://www.sansui-kai.net>

法人理念 ~共に生き、共に愛し、共に働く~

私たちは、法人の理念を常に心に留め置き、友情と信頼の上に立ち、誰もが尊厳をもっていきいきと暮らせる地域社会づくりの一助となることを願って活動を行っています。

- 生活介護 三幸園
- 就労継続支援B型 三幸園
- 就労継続支援B型 第2三幸園
- 障がい者グループホーム ゆゆうホーム
- 障がい者グループホーム 第2ゆゆうホーム
- 障がい者グループホーム 秋葉台サンホーム
- 障がい者グループホーム サングリーンかつらぎの里
- 障がい者グループホーム サングリーンかつらぎの里II (今年度中 開設予定)

相談・ご希望の方は、お電話ください  
 〒649-6531 紀の川市粉河4168番地  
 ☎0736-73-3885(代表)

**発見!**

**わたしのまちのユニバーサルデザイン**  
 ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょ。

外国語の案内

多目的トイレ




住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。

高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。

(広告)

**♪ 笑顔いっぱい楽しく過ごしませんか? ♪**

障害や体調に合わせてできる!

カラオケやNETFLIX Wi-fiあります。

簡単な内職や農作業・清掃など色々ある!

送迎サービスあります!  
公共交通機関をご利用の方は交通費を支給します。

●ひきこもり ●精神障がい ●発達障がい ●知的障がい ●身体障がい ●難病の方など  
就労継続支援B型  
「働きたい!」を支援します!

毎月工賃として支給される!  
工賃アップあり

通える地域は  
紀の川市・岩出市  
和歌山市・かつらぎ町

10:00~15:00  
(昼休憩 12:00~13:00)  
1日30分でもOK!

体験、見学随時OK お気軽にお問い合わせください。

株式会社 たいよう 代表取締役 西林 郁裕

**就労継続支援B型事業所**  
**たいようとねんおや**  
 和歌山県紀の川市東園分353-95  
 TEL 0736-67-7219 FAX 0736-67-6219

「障がいをお持ちの方 ひきこもりの方がいるご家族へ」  
 「まずはここから!!」 ゆっくり長く働きたい方  
 ステップアップを考えている方、ご自身のペースで、  
 安心できる環境で働く準備を始めて見ませんか?

## 居住系サービス

### ●共同生活援助(グループホーム)

障害がある人に、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

### ●施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人に、居住の場を提供し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の支援を行います。

### ●自立生活援助

施設を利用して障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。

## 地域生活支援事業等の福祉サービス

### ●移動支援

屋外での移動に困難がある障害児・者に、外出のための支援を行います。

### ●日中一時支援

障害者(児)を一時的に預かることにより、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援と介護負担の一時的な軽減を図ることを目的としています。

### ●生活支援

通所により、創作的活動、文化的活動、機能訓練、社会適応訓練および入浴等の支援を行います。

## 障害児通所支援事業

### ●児童発達支援

療育の観点から集団療育または個別療育を行う必要性があると認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

### ●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

### ●医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、身体の状況により治療も行います。

### ●放課後等デイサービス

就学しており、授業の終了後または学校が休みの時等に支援が必要と認められた障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### ●保育所等訪問支援

障害児施設等で指導経験がある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

## 補装具費の支給

身体上の障害を補うための補装具の購入および借り受け、修理にかかる費用を支給します。

※事前の申請が必要です。

※市民税課税世帯については、金額の1割が原則として自己負担となります。

補装具費の支給を受けるためには、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの判定を受けていただく必要があります。その判定に基づいて支給決定したものを製作所等で製作します。

### 申請に必要なもの

- 所定の申請書  身体障害者手帳
  - 見積書
  - 支給対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)
  - 来庁される人の本人確認書類
- ※その他、補装具の種類や支給対象者によって必要な書類がありますのでお問い合わせください。

## 日常生活用具の給付

在宅の障害者(児)の人に対して、日常生活上の困難を改善するために日常生活用具を給付します。

※事前の申請が必要です。

※市民税課税世帯は基準価格の1割が原則として自己負担となります。

### 申請に必要なもの

- 所定の申請書
- 手帳等または自立支援医療受給者証(精神通院)
- 見積書
- 医師意見書(用具によって必要な場合あり。難病患者等は、難病用意意見書が必要です。)
- 同意書(前年度分の所得が市で確認できない人のみ)
- 世帯全員のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)
- 来庁される人の本人確認書類

## 福祉タクシー利用料または自動車燃料費の助成

助成要件	申請する年度の4月1日及び申請日において、本市に住所を有し、次のいずれかの要件に該当する人 ・身体障害者手帳…1級または2級 ・療育手帳…A1またはA2(Aも可) ・精神障害者保健福祉手帳…1級または2級
利用券の内容	福祉タクシー利用券か燃料費利用券を選択 ・福祉タクシー利用券の場合 利用1回につき、福祉タクシーの基本料金(距離制運賃の初乗運賃)分を1枚とし20枚分 ・燃料費利用券の場合 4リットル券10枚分(ただし、原動機付自転車を含む自動二輪の場合は、1リットル券40枚分)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 所定の申請書 <input type="checkbox"/> 助成要件に該当する手帳 <input type="checkbox"/> 燃料費利用券の場合は、本人または介護者の免許証

## 自立支援医療(更生医療)

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人が日常生活を容易にするために障害程度を軽減する手術等の医療を必要とするとき、指定医療機関で公費により医療を受けることができ、自己負担額は原則1割となります。ただし、本人および本人と同じ医療保険に加入している人の、収入・所得に応じて月額自己負担上限額が定められています。

### 自立支援医療の例

- ・肢体不自由…人工関節置換術、形成術等
  - ・心臓障害…ペースメーカー植込術、冠動脈バイパス術、人工弁置換術、心臓移植後抗免疫療法等
  - ・じん臓障害…人工透析療法、腎移植術、腎移植後抗免疫療法
- 上記は対象の一例です。くわしくはお問い合わせください。

### 申請に必要なもの

- 自立支援医療(更生医療)支給認定申請書
  - 自立支援医療(更生医療)意見書、医療費概算内訳表(所定の様式で指定自立支援医療機関で作成したもの)、心電図のコピー(心臓機能障害の場合)
  - 同意書  身体障害者手帳  健康保険証等
  - 障害年金等非課税の収入が分かる書類
  - 本人および本人と同じ医療保険に加入している人のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)
  - 来庁される人の本人確認書類
- ※18歳未満の人については自立支援医療(育成医療)を給付します。

## 自立支援医療(精神通院)

障害者総合支援法第52条に基づく精神科の通院医療公費負担制度です。

指定の医療機関において、こころの病で通院医療を受けた場合、自己負担額が1割となります。また、本人および本人と同じ医療保険に加入している人の所得に応じて月額自己負担上限額が定められています。

### 申請に必要なもの

- 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
  - 診断書(精神通院医療用※)  同意書
  - 健康保険証
  - 障害年金等非課税の収入が分かる書類
  - 本人および本人と同じ医療保険に加入している人のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード等)
  - 来庁される人の本人確認書類
- ※精神障害者保健福祉手帳と同時申請される場合は、手帳用の診断書をもって、精神通院医療用の診断書を省略することができます。
- ※自立支援医療の更新時における診断書の提出は、原則2年に1度です。
- ※更新手続きは、有効期間の終了する3か月前から行うことができます。

## 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通および日常生活を営むのに支障がある障害者等に意思疎通支援者(手話通訳者および要約筆者等)を派遣します。

### 派遣内容

- ・各種申請手続きや医療機関等、日常生活全般に関すること。
- ・講演会などの行事等の主催者側からも申請いただけます。(内容により費用が発生する場合があります。)

### 申請に必要なもの 所定の申請書

## 有料道路通行料金の割引

有料道路における通行料金が割引(おおむね通常料金の半額)になります。

### 対象者

- ・障害者本人運転…第1種・第2種の身体障害者手帳を所持する人(障害の種別は問いません)
- ・介護者運転…第1種の身体障害者手帳、第1種の療育手帳を所持する人

### 対象自動車の範囲

- (1)本人または介護人の所有する自動車等(自家用で個人名義のものに限ります。事業用および法人名義のものは登録できません。)
- (2)自動車の種類
  - ①乗用自動車…普通自動車、小型自動車、軽自動車に限定する
  - ②貨物自動車…乗用車と類似した構造と機能を有するライトバン等
  - ③特殊用途自動車…乗用車と類似した構造と機能を有する身体障害者輸送車

### 申請方法

身体障害者手帳または療育手帳に割引資格証明シール(有効期限有)を受け、料金所で提示の上料金を支払ってください。ETC利用申請の場合は、証明書を発行しますので、所定の封筒にて有料道路事業者設置窓口へ郵送してください。

### 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
  - ②運転免許証(障害者本人運転の場合のみ)
  - ③車検証  自動車検査証記録事項
  - ④ETCカード(障害者本人名義)
  - ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- ・手帳で割引の場合…①～③  
・ETC利用の場合…①～⑤が必要です。

## NHK受信料の減免

- (1)半額免除…契約者が視覚・聴覚障害者または重度の障害者(身体障害者(1級・2級)、知的障害者(A1・A2)、精神障害者(1級))で世帯主の場合
- (2)全額免除…身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

### 申請方法

障害福祉課・各支所(出張所を除く)で、証明を受けた放送受信料免除申請書をNHKへ提出してください。

### 申請書発行に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 認印

## 在宅高齢者等訪問理容サービス事業

### 対象者

市内に住所を有し、在宅の障害者などで自ら理容店に行くことが困難な人で、下記のいずれかに該当する人

- 1.身体障害者手帳1級または2級
- 2.療育手帳A1またはA2
- 3.精神障害者保健福祉手帳1級または2級

※介護保険制度において要介護3～5の認定を受けている人については、高齢介護課へお問い合わせください。

### サービスの内容

自宅に理容師を派遣し、調髪・顔そり・洗髪等のサービスを提供します。

### 負担金等

1枚当たり一律2,000円の利用助成券を一人につき年間4枚まで下記区分にしたがって交付する。利用者は1回につき1枚の利用助成券と理髪料との差額を自己負担として、派遣理容師に支払う。

- 1.申請月が4～6月まで 4枚
- 2.申請月が7～9月まで 3枚
- 3.申請月が10～12月まで 2枚
- 4.申請月が1～3月まで 1枚

### 申請に必要なもの

- 所定の申請書  付近の見取図
- 理由書  助成要件に該当する手帳

## 身体障害者自動車操作訓練費助成

身体障害者が自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成することで、身体障害者の就労等社会活動への参加を促すことを目的としています。(この事業はR5年度をもって終了します)

### 助成対象者

市内に1年以上住所を有し、1～4級までの身体障害者で、自動車運転免許を取得することによって就労が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められる人。ただし、本人、配偶者および扶養義務者の所得により、助成が制限されます。くわしくは、お問い合わせください。

### 助成金

自動車運転免許取得に要した費用の2/3以内の額で10万円を上限とする。

### 申請に必要なもの

免許取得後90日以内に交付申請をしてください。

- 所定の申請書類  取得した免許の写し
- 身体障害者手帳
- 免許を取得するのに要した費用を証明する書類
- 同意書等

## 身体障害者自動車改造費助成

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成することで、重度身体障害者の社会復帰を促すことを目的としています。

### 助成対象者

2級以上の身体障害者手帳(上・下肢、体幹機能障害に限る)の交付を受けた人で、就労等に伴い、本人が所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置の一部を改造する必要のある人。ただし、本人、配偶者および扶養義務者の所得により助成が制限されます。また、前回の助成から6年以上経過していることが必要です。(改造登録から1年以内に申請してください。)

### 助成対象経費

操向装置、駆動装置等の改造に要する経費で10万円を限度とします。

### 申請に必要なもの

- 所定の申請書類
- 本人、その配偶者および扶養義務者の前年の所得証明(省略できる場合あり。お問い合わせください。)
- 身体障害者手帳  運転免許証
- 車検証

## 難聴児補聴器購入費の一部助成

身体障害者手帳の対象外となっている軽度・中度難聴児の補聴器の購入費用の一部を助成します。

### 対象

- ・市内に住所を有する18歳未満の人
- ・両耳ともに聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人
- ・世帯員の市町村民税所得割課税額が46万円未満の人
- ・指定医師による意見書が必要

### 助成額

購入費の2/3を助成します。(市町村民税非課税世帯は全額助成)ただし、購入費には基準額があります。

## 心身障害者扶養共済制度(県)

問 障害福祉課

心身障害者(児)の保護者(加入者)が死亡したまたは重度障害者になった場合に、残された障害者(児)に終身一定額の年金を支給することで、障害者(児)の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とした制度です。

### 対象となる心身障害者の範囲

- ①身体障害者手帳1～3級の身体障害者(児)
- ②知的障害者(児)
- ③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度と認められる場合

### 加入できる保護者

年齢65歳未満で、特別の疾病または障害がなく生命保険に加入できる健康状態にある人

### 年金額

- 1口加入…月額20,000円
- 2口加入…月額40,000円

### 掛金

掛金額は、加入時の年齢により異なります。支払いは月払い。

### 申請に必要なもの

- 所定の申請書類
- 身体障害者手帳または療育手帳、年金証書等
- 加入者および障害者(児)の住民票

## 生活保護

問 社会福祉課

生活保護は経済的理由で生活に困っている世帯に最低限度の生活を保障する制度です。自分たちの資産や能力その他あらゆるものを生活の維持に活用し、さらに年金・保険等の制度や親族等からの援助を受けても、国が決めた最低限度の生活が営めないときに、保護の対象となります。

## 生活困窮者自立支援事業

問 社会福祉課

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、生活困窮者に対する自立の促進を図ります。

## 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金貸付

問 社会福祉課

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付を実施します。

## 民生委員児童委員(主任児童委員)

問 社会福祉課

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者、障害者、子育て家庭や生活困窮者等の援助を必要としている地域住民の相談相手となり、関係機関とのパイプ役として、地域福祉の推進のために活動しています。

また、民生委員児童委員のうち主任児童委員に指名された委員は、児童福祉に関する相談を専門的に担当しています。

民生委員児童委員は法律に基づき活動しています。守秘義務があり、秘密を守ることが義務付けられていますので、相談者のプライバシーは守られます。



## 成人保健(各種検診)

問 健康推進課

検診の種類	検診の内容
胃がん検診	胃部X線検査(バリウム検査)または胃内視鏡検査(胃カメラ検査)
大腸がん検診	便潜血検査(検便検査)
肺がん検診	胸部X線検査(結核検診含む)
乳がん検診	乳房X線検査(マンモグラフィ検査)
子宮頸がん検診	視診、内診、頸部細胞診
肝炎ウイルス検診	血液検査(B型肝炎、C型肝炎)
歯周病検診	歯周組織検査
ヘルスアップ検診	問診、身体計測、尿検査、血圧測定、診察、血液検査、心電図検査

※対象者、対象年齢、検診内容等については、国の指針や県の実施要領等に基づいて実施年度で変更する場合がありますので、広報紙・ホームページ等で年度ごとにお知らせします。

## 予防接種

問 健康推進課

それぞれの年齢に応じて、感染症予防のために、個別接種を行っています。かかりつけ医に相談し、計画的に接種してください。

種類		
Hib(ヒブ)	小児用肺炎球菌	BCG
DPT-IPV(四種混合)	麻しん・風しん混合	DT(二種混合)
日本脳炎	水痘	B型肝炎
ロタウイルス	子宮頸がん	
高齢者肺炎球菌	高齢者インフルエンザ	

## 公共医療機関

市民がいつでもどこでも安心して医療が受けられることができるよう、救急時の対応を含めた医療体制の整備を推進します。

### 公立那賀病院

住所	紀の川市打田1282 TEL 0736-77-2019
診療科目	内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、呼吸器外科、乳腺外科、泌尿器科、産婦人科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、臨床腫瘍科、救急科、眼科、リウマチ科、血液内科、脳神経内科、臨床検査科、中央放射線科、栄養科、薬剤科、臨床工学科
診療日	月・火・水・木・金
受付時間	午前8時～11時まで (診療科/曜日により、異なる場合があります。)
診療時間	午前9時～午後5時(急患はこの限りではありません。)

### 那賀休日急患診療所

住所	紀の川市東大井366-1 TEL 0736-77-6410
診療科目	内科、外科
診療日	日・祝日・年末年始
診療時間	午前9時～正午、午後1時～5時(受付終了:4時30分)

### 鞆淵診療所

住所	紀の川市中鞆淵911 TEL 0736-79-0009
診療科目	内科
診療日	月・火・水・金
診療時間	午前9時～正午、午後2時～5時 ※水は午前9時～正午のみ

## 母子保健

問 こども課

妊娠届・母子健康手帳交付	妊娠をしたら、妊娠届出書を提出してください。母子健康手帳を交付します。
妊産婦健康診査等受診票交付	妊娠届出時に妊産婦健康診査・妊婦歯科健診受診票等を交付します。
妊産婦・新生児・乳児家庭訪問	妊産婦や乳児(生後1～2か月頃)に保健師や助産師が家庭訪問を行います。妊産婦や赤ちゃんの健康状態の確認や育児相談を行います。
乳幼児健康診査4か月児・7か月児・1歳8か月児・3歳8か月児健康診査	問診・身体計測・内科健診・育児発達相談等を行います。年齢・月齢に応じて、聴力検査・離乳食相談や歯科健診、視力検査を行います。 *対象児には、個別通知を行います。
乳幼児健康相談1歳児・2歳6か月児健康相談	問診・身体計測・歯科相談・育児発達相談等を行います。 *対象児には、個別通知を行います。
発達相談	発達相談員による相談を行います。(就学前)
母子保健推進員	地域の身近な相談役として子育てのサポートをしています。
未熟児の養育医療給付	身体の発達が未熟(2,000g以下)なままで生まれた赤ちゃんが指定医療機関において、入院治療を受ける場合の医療費の一部を助成します。
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に、家庭で日常生活を送る上で必要な用具を給付します。 *世帯の所得に応じた負担があります。
不妊治療	一般不妊治療に要する費用の一部を助成します。

## 子育て世代包括支援センター

はぐくみサポート紀の川  
妊娠中から出産・産後・子育てについて、助産師・保健師が相談に応じます。  
TEL 0736-79-3106(直通専用電話)  
※平日の午前9時～午後5時15分

## 産前産後サポート事業

・プレパパママ教室  
妊婦さんとパートナー、家族を対象に妊娠中の過ごし方や出産についてのお話、沐浴体験等を行います。  
・助産師や保健師の家庭訪問

## 産後ケア事業

・産後の母子への心身のケアや育児のサポートを行います。宿泊型、デイサービス型、訪問型があります。  
※申請が必要です。

(広告)



### のだ小児科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	△
午後 2:30～3:30	△	※	※	△	△	△	△
午後 3:30～6:30	○	○	※	△	△	△	△

※は予防接種  
休診日/木曜午後・土曜午後・日曜・祝日  
院長/野田英作  
〒649-6406 紀の川市北大井198-7  
TEL 0736-78-1230

### かわしま医院

内科・糖尿病内科・消化器内科

日本糖尿病学会糖尿病専門医 院長 河島 明  
日本内科学会総合内科専門医

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
午後4:00～7:00	●	●	●	△	●	△

休診日 木曜と土曜の午後、日曜、祝日  
胃カメラ(経鼻内視鏡)などご相談ください  
糖尿病・甲状腺他  
★往診も行っております

和歌山県岩出市高塚188-1  
スーパーエバークリーン岩出高塚店2F  
那賀高校前  
TEL 0736-69-1007

### 峰 小児科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
16:00～19:00	●	●	●	△	●	△

休診日/日曜、祝祭日  
紀の川市貴志川町長山277-284  
Tel.0736-64-5735  
電話予約有り P 有り



### にしざわ泌尿器科クリニック

NISHIZAWA UROLOGY CLINIC  
院長 西澤 哲

診療内容 泌尿器科・外科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	○	○	△	○	○	●	△
15:00～18:00	○	○	△	○	○	△	△

●土曜日は9:00～13:00  
休診日: 水曜、土曜午後、日曜日、祝日

和歌山県岩出市中黒243-2  
TEL 0736-67-7478

### はた乳腺クリニック

乳腺外科・外科・内科 院長 畑 和仁

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	○	△	○	○	○	○	△
13:00～15:00	△	△	△	△	△	○	△
15:00～18:00	○	△	○	△	○	△	△

火曜は他院で手術  
△13:00～15:00は予約・処置枠  
※岩出市・紀の川市民の方、乳がん検診受付けております。  
岩出市川尻230-1  
TEL 0736-63-1177  
はた乳腺クリニック 検索

お乳トラブル・妊娠・出産・育児に関する相談  
妊娠中や産後の腰痛、体のトラブルは女性のからだを知る助産師がケアいたします。

### なぎ助産院

岩出市水栖264番地の2  
TEL 68-0320(予約制)



(広告)

## ごみの出し方

問 廃棄物対策課

ごみの分別については、「ごみの出し方ルールとマナー」(平成28年2月版)をご覧ください。



## ごみの計画収集

市が収集するごみは、家庭から日常的に出るごみだけです。各地区のごみ収集日程については、毎年3月中旬に配布しています「ごみ収集カレンダー」で、ご確認ください。

市指定ごみ袋に入れて指定日の午前8時までにしてください。

種類	頻度 (籓洲地区は収集日程表を参照してください)	
もやすごみ(焼却処分)	週2回	
カン類	カン類	2週間に1回
	金属類	2週間に1回
	小型家電	2週間に1回
ビン類	ビン類・ガラス類	2週間に1回
資源ごみ(リサイクル)	段ボール・紙パック	1か月に2回
	新聞	1か月に1回
	雑誌	1か月に1回
	ペットボトル	1か月に1回
埋立ごみ	白色トレイ	週1回
	プラスチック製容器包装類	週1回
	電球・蛍光灯	1か月に1回
セトモノ類	乾電池	1か月に1回
	セトモノ類	1か月に1回

## 計画収集以外で市が集めるごみ

計画収集以外で市が集めるごみは次のとおりです。

種類	概要
粗大ごみ(一部リサイクル) (家庭の日常生活に伴って生じたもの)	粗大ごみ戸別回収(くわしくは「ごみ収集カレンダー」または「ごみの出し方ルールとマナー」をご覧ください)。
ペットボトル(リサイクル)	スーパー等に専用ボックスを設置
小型家電(リサイクル)	本庁、各支所・出張所、貴志川生涯学習センター、那賀総合センター、桃山会館に回収ボックスを設置
使用済乾電池(リサイクル)	本庁、各支所・出張所、貴志川生涯学習センター、那賀総合センター、桃山会館に回収ボックスを設置
廃食用油(リサイクル)	本庁、各支所・出張所に回収ボックスを設置

## ふれあい収集

家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者のうち、所定の要件を満たす人のみでお住まいの世帯を対象に、週に1回、玄関先まで戸別回収に伺います。また、ごみ収集時に訪問した職員が声かけ等を行い、日常の安否確認を併せて実施します。

世帯の全員が次の要件①～④のいずれかに該当する世帯が対象です。

区分	対象要件
①介護保険	要介護2以上
②身体障害者手帳	1級または2級
③精神障害者保健福祉手帳	1級または2級
④療育手帳	A1またはA2

制度利用には「紀の川市ふれあい収集申込書」の提出が必要です。

## 持ち込みごみについて(有料)

家庭から日常的に出るごみと事業系一般廃棄物は、直接紀の海クリーンセンターへ搬入できません。

	家庭廃棄物	事業系一般廃棄物
可燃ごみ・資源ごみ	50円/10kg	100円/10kg

### 紀の海クリーンセンター搬入受入日および受入時間

1月1日～1月3日を除き、月～土曜日(祝日含む)  
午前9時～午後4時まで

### 問合せ先

紀の海広域施設組合(紀の海クリーンセンター)  
TEL 0736-66-1813  
月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時

## 市・紀の海クリーンセンターにおいて収集や受入れができない廃棄物

専門業者や民間処理業者等にご相談ください。

種類	概要
リサイクルされているものが義務	家電リサイクル品目 テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
	PCリサイクル対象製品 ノート型パソコン、デスク型パソコン
	自動車・二輪車および関連部品 自動車・二輪車リサイクル法
産業廃棄物	一般廃棄物処理施設では産業廃棄物を処理できません
事業所等から排出される不燃性粗大ごみ	産業廃棄物
特別管理一般廃棄物として指定されている対象物	・廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB(ポリ塩化ビフェニル)を使用した部品 ・医療機関等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、注射針等の感染性病原体を含むものまたは恐れのあるもの

電気工事・水道工事 一式

# 宮本電設

紀の川市平野850  
TEL 0736-75-3273

資源の循環で、あらゆる生命が次の世代に繋がるよう地域の環境保全に貢献致します。

産業廃棄物収集運搬業・岩出市委託業者

# 株式会社 相互商会

代表取締役 岡田 敏晴  
(本社)〒649-6222 和歌山県岩出市岡田258-9  
TEL (0736) 69-0200  
FAX (0736) 69-0202  
(紀の川支店)〒649-6426 和歌山県紀の川市下井阪625-4  
TEL (0736) 78-1710

一軒家 遺品 整理させて頂きます!!

認定遺品整理士 在籍

有限会社 大原運送

紀の川市貴志川町神戸23-1  
TEL 0736-64-2120  
FAX 0736-64-7624

それはごみ?資源? 身近な分別マークに着目!

PET

●ペットボトル

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

明るい環境づくりをめざす

小椋リビングクリーン 株式会社 KOMUKU

浄化槽保守点検・給排水衛生設備  
排水管等通管・解体工事

海草郡紀美野町下佐々70番地の2  
TEL489-3041 FAX489-3838  
E-mail:kimino@komuku.com

(和歌山営業所)  
和歌山市湊3165番  
TEL073-432-3569

SUSTAINABLE GOALS 世界を変えるための17の目標

## 空調設備 電気工事

# 井上空調設備

紀の川市中井阪218-1  
TEL 0736-77-0632

それはごみ?資源? 身近な分別マークに着目!

アルミ缶

●アルミ缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

安全・安心は、点検・清掃から。

浄化槽維持管理(保守点検・清掃)

有限会社 貴宝産業  
和歌山県 紀の川市 貴志川町岸小野76-1  
TEL (0736) 64-6619  
FAX (0736) 64-6049

紀の川市指定給水装置工事事業者 紀の川市指定排水設備工事事業者  
給排水衛生設備工事・浄化槽設備工事・公共下水道接続工事

**igc**

**井口水道工業所**

紀の川市打田1219-4  
TEL 0736-77-3460 FAX 0736-77-5797

**お住まいのことなら一度ご相談下さい!!**

関西電力認定電気工事  
紀の川市指定水道工事

リフォーム工事  
オール電化  
給排水衛生設備工事

**松井電気株式会社**

紀の川市中山170-1  
TEL 0736-73-5190 FAX 0736-73-6461

**水まわりを元気にする**

**給排水衛生設備 浄化槽設備**

- 水道工事・宅内下水道
- リフォーム・オール電化
- ユニットバス
- システムキッチン
- 浄化槽・太陽光発電

紀の川市指定上下水道工事店  
有限会社 **三谷商会**

TEL.0736-77-3168 FAX.0736-77-7316  
紀の川市西大井142-1

**YSS**

上下水道・空調・給排水衛生設備  
浄化槽設備・電気設備・土木工事 設計施工

漏水調査なら  
**株式会社 山中総合設備**

微量漏水調査  
トレーサガス漏水調査

紀の川市貴志川町井ノ口1286  
TEL 050-1807-2782(代) FAX (0736) 64-5928  
ホームページ <https://yss-co.ltd>

電気・空調設備工事設計施工  
オール電化・太陽光発電  
紀の川市指定・水道工事一式  
給排水衛生設備・合併浄化槽設備  
リフォーム工事一式  
家庭電化製品・販売・修理

**Niida**

株式会社 **仁井田電機**

代表取締役 仁井田 晋二

紀の川市桃山町神田126-2  
TEL (0736) 66-1052 FAX (0736) 66-1468

関西電力認定 電灯・電力・設計施工  
紀の川市指定 給排水・衛生・上下水道工事

有限会社 **山田電業社**

代表取締役 山田 誠司

紀の川市桃山町市場175  
TEL (0736) 66-0035番 FAX (0736) 66-1819番

電気 空調工事  
住宅設備 設計施工  
上下水道設備工事

**株式会社 池テック**

☎ (0736) 77-6833 (0736) 77-3347  
FAX (0736) 77-5625  
紀の川市打田1295-2  
お気軽にお問い合わせください

**電気・水道工事**

**(株) 伸光**

紀の川市貴志川町丸樋645-3  
☎ 0736-64-3147

**水まわりのご用命は**

上下水道工事一式  
水回りリフォーム  
住宅設備器具販売・修理

**明渡設備**

紀の川市貴志川町神戸564-11  
☎(0736)64-1422

種類	概要
ガスボンベおよび消火器、灯油、ニス、ガソリン、スレート等の爆発物ならびに危険物	処理困難物
農業容器、農業用ビニール、農機具	処理困難物(家庭菜園を除く)
重量物および破砕が困難な堅牢なもの	処理困難物
土砂およびガレキ	処理困難物
建築および増改築に伴う建築廃材	処理困難物
塩化ビニール、ボタン電池、ピアノ	処理困難物
処理施設の機能に支障をきたす恐れがあるもの	処理困難物

**上水道事業**

問 上下水道経営課 水道工務課

**水道使用に関する手続き**

**水道の使用を開始するとき**

休止していた水道を再度使用するときは、開始届を上下水道経営課に提出してください。(給水装置の所有者と使用者の記名、開栓手数料2,200円が必要です)

**水道の使用を休止するとき**

転出、転居、長期間水道を使用しないときは、休止届を上下水道経営課、各支所・出張所に提出してください。(給水装置の所有者と使用者の記名が必要です)

**水道の使用者を変更するとき**

売買や相続等により水道の使用者を変更するときは、使用者変更届を上下水道経営課、各支所・出張所に提出してください。(給水装置の所有者と新使用者の記名が必要です)

**給水装置の所有者を変更するとき**

売買や相続等により給水装置の所有者を変更するときは、所有者変更届を上下水道経営課、各支所・出張所に提出してください。(新旧所有者の記名押印と印鑑証明等の添付が必要です)

**水道工事の申し込み**

**水道工事(新設・改造・撤去等)を行うとき**

新たに水道を引く場合等水道工事を申し込むときは、給水装置工事申込申請書類を水道工務課に提出していただく必要がありますので、事前に市指定給水装置工事業者に依頼してください。

なお、工事費用等は自己負担となります。また、新設では水道加入金が別途必要です。(金額:消費税抜き)

口径	水道加入金	口径	水道加入金
13mm	237,963円	40mm	2,285,186円
20mm	571,297円	50mm	3,523,149円
25mm	885,186円	75mm	7,951,852円
30mm	1,285,186円	臨時用	47,223円

(指定給水装置工事事業者は、市ホームページでご確認ください)

**水道料金について**

**水道料金の算定方法**

市では、2か月毎に水道メーター検針を実施し、この間の使用水量を「前期分」、「後期分」に等分し(端数が生じた場合は「前期分」に計上)、メーター口径に応じた「基本料金」と等分した水量に応じた「従量料金」の合計額をもって水道料金とし、検針月と検針翌月の2回に分けて請求しています。

なお、水道料金の単価(基本料金、従量料金)については、下記のとおりです。(金額:消費税抜き)

口径	基本料金	従量料金				
		1~10m	11~20m	21~30m	31~40m	41m~
13・20mm	1,144円					
25mm	1,829円	43円	170円	191円	203円	223円
30mm	2,629円	(円/ m)				
40mm	4,572円					
50mm	7,086円					
75mm	15,887円					

**SAKAMOTO SHOUKAI**

上下水道設計施工・建築設計施工  
住宅リフォーム・土木工事設計施工  
外構・エクステリア工事

有限会社 **坂本商会**

紀の川市貴志川町尼寺283番地の1  
TEL (0736) 64-4848 FAX (0736) 64-5227

オール電化・エアコン工事  
住宅リフォーム

関西電力認定電気工事  
紀の川市指定水道工事

電気・水道のハヤシ  
**hayashi**

株式会社 **林工業所**

紀の川市桃山町元409-4  
(代) ☎66-0079 FAX 66-1079

電気・水道・空調・通信工事設計施工

**大西電設株式会社**

和歌山県知事(特-95号)

リフォーム・お住まいのことなら私達におまかせ下さい!!

紀の川市粉河410-7 ☎649-6531  
TEL (0736) 73-3235

基本料金と従量料金の合計額に消費税を加算し、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

## 水道料金の支払い

水道料金の納期限(口座振替日)は、毎月月末(休日の場合は翌営業日)です。

お支払いには、納入通知書による納付(市役所本庁、取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ)と口座振替の方法があります。

安心、便利な口座振替を推進しています。

口座振替を開始する際は、ご利用の取扱金融機関に口座振替依頼書を提出してください。(口座振替依頼書は金融機関窓口にあります。お客様番号が分かる「使用水量のお知らせ」と通帳印を持参してください)もしくは、下記QRコードまたは上下水道経営課「水道料金について」ホームページ内からインターネット上で口座振替の申し込みができます。

●紀の川市水道料金口座振替取扱金融機関  
・紀の里農業協同組合・紀陽銀行・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・南都銀行・池田泉州銀行・ゆうちょ銀行



## 下水道事業

問 下水道課・上下水道経営課

### 公共下水道事業

#### 利用できる地域

旧打田地区(上野、打田、東大井、西大井、久留壁、花野の各一部)

旧粉河地区(粉河、上田井、深田、松井、嶋、東野の各一部)

旧那賀地区(名手市場、藤崎、王子の各一部)

旧桃山地区(市場、元、段、調月、最上の各一部)

旧貴志川地区(丸栖、北山、前田、長山の各一部)

※くわしくは下水道課にお問い合わせください。

**受益者負担金** 1敷地当たりの基本金額(10万円) + 50円×土地の敷地面積(m<sup>2</sup>)

**助成金** 供用開始後3年以内に接続すると交付しています。

※ただし、交付には条件がありますので、くわしくは下水道課にお問い合わせください。

**使用料** 基本料金(10m<sup>2</sup>まで)1,300円  
以後1m<sup>2</sup>増えるごとに160円(税別)

水道の使用水量=下水道の使用水量として算定します。  
※井戸水のみ世帯や、水道水と井戸水の併用世帯につきましては算定方法が異なりますので、くわしくは上下水道経営課にお問い合わせください。

### 農業集落排水事業

**利用できる地域** 旧桃山地区の善田の一部  
旧貴志川地区の西山の一部

**受益者分担金** 40万円

**使用料** 基本料金1,905円/戸  
人数割料金572円/人(税別)

## 浄化槽

問 環境衛生課

### 浄化槽を設置したら

浄化槽は、微生物のはたらきを利用して汚水を浄化する装置であるため、微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定(水質)検査の3つがありますが、それぞれ定期的に行うことが法律で義務づけられています。

## 保守点検(浄化槽法第10条)

保守点検は、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充等を定期的に行います。

浄化槽の型式等により点検回数が定められており、県の登録を受けた保守点検業者に行ってもらわなければなりません。

## 清掃(浄化槽法第10条)

年1回以上、浄化槽内に溜まったスカムや微生物によって分解された汚泥等を汲み取るとともに、装置の洗浄を行わなければなりません。

## 法定(水質)検査(浄化槽法第7・11条)

使用開始後の3~5か月間に1回、その後は年に1回、和歌山県知事が指定する検査機関公益社団法人和歌山県水質保全センターによる水質検査を受けなければなりません。

### 浄化槽設置整備事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付します。(ただし、下水道事業認可区域、農業集落排水事業実施区域を除く)

**補助金額** 5人槽 ..... 332,000円  
6~7人槽 ..... 414,000円  
8~50人槽 ..... 548,000円

※浄化槽設置補助金の補助条件を満たし、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の既存単独処理浄化槽の撤去費用...上限120,000円

※浄化槽設置補助金の補助条件を満たし、くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合のくみ取り便槽の撤去費用...上限90,000円

※既存単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合の配管設備の工事費用...上限300,000円

### 補助条件

- ・年度内(4月1日から翌年3月31日までの期間)に、
- ①住宅または店舗付住宅(住宅部分の延床面積が全体の2分の1以上の建物)に浄化槽を設置し、②設置場所に住民登録を行い、③浄化槽管理講習会を受講できる人で、④市町村民税等を完納している人。
- ・毎年3月31日までに、浄化槽の設置完了届が受理され、補助金実績報告書を提出すること。

## 飼い犬の管理

問 環境衛生課

### 犬の登録

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、生涯に1回の登録が義務づけられています。

登録は環境衛生課、各支所または紀の川市・岩出市の動物病院で行ってください。

登録をすると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

### 狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせ、注射済票の交付を受けることが義務づけられています。

紀の川市・岩出市内の動物病院では、予防注射とともに注射済票の交付も受けられます。

それ以外の動物病院では、予防注射を受けた証明書を発行してもらい、環境衛生課または各支所で注射済票の交付を受けてください。

### 登録内容の変更

登録した犬が死亡したり、飼い主の氏名や住所が変わったりしたときは、速やかに届け出をしてください。

(広告)

和歌山県知事登録 第86岩-001号

## 和歌山 水質管理センター

浄化槽の維持管理  
浄化槽の機器補修及び取替修繕工事  
貯水槽の清掃管理業務 産業廃棄物収集運搬業  
公共下水道接続工事

本社  
和歌山県岩出市西園分618-5  
TEL (0736) 62-3556  
FAX (0736) 62-3857

紀の川営業所  
紀の川市名手市場1293-5  
TEL (0736) 75-3560

和歌山営業所  
和歌山市井辺91-2  
TEL (073) 472-1718

## トイレの汲取・浄化槽の 清掃維持管理

# 有限会社 溝畑

紀の川市打田1099-1  
(代) ☎ 77-2187  
FAX. 77-1089

スタッフ 募集中

## 浄化槽維持管理 桃山清掃 有限会社

取締役 仲谷 雄二  
紀の川市桃山町元385-4  
TEL.0736-66-1051  
FAX.0736-66-0043

厚生大臣認可浄化槽管理士 第28518号 和歌山県知事登録 和98 岩015号

(広告)

## 豊かな未来と地域のみなさまのために

- 浄化槽の維持管理
- 各種廃棄物の収集運搬・処理処分業務
- 各種下水道管渠の浚渫と附帯工事
- 廃棄物を原料とする再資源化(肥料化)業務
- 貯水槽清掃消毒業務
- 前各号に附帯する一切の業務

Q・ITV システム 検査  
強力吸引車(パワーロベスター) 高圧洗浄清掃  
グリストラップの 清掃(油膜分離機)  
小型メタンガス発電プラント  
浄化処理システム  
再生肥料「ばいおんぼ」  
リサイクルシステム

株式会社 ヴァイオス  
http://www.vioce.jp/

■ 桃山リサイクルセンター TEL.0736-66-9356  
〒649-6112 紀の川市桃山町調月2822-6 FAX.0736-66-9357

■ 本社 TEL.073-452-9356  
〒640-0112 和歌山市西庄295-9 FAX.073-451-3056

資源循環農業による、安心安全 美味しい野菜果物をお届けします。

農業生産法人 株式会社 ヨシムラファーム  
http://yoshimurafarm.com/

ホワイトにんにく 桃

他に季節の野菜、キュウリ・ナス・ピーマンなども育てています。配達も承ります。詳しくはHPをご覧ください。

紀の川市桃山町 調月2826 TEL 0736-66-3229  
FAX 0736-66-9557

## 犬の飼い方

次のことを守って他人に迷惑をかけないようにしましょう。

- 必ずつないで飼う。
  - 散歩をさせるときもリードを放さず、他人に脅威を与えないようにする。  
また、ふんの後始末を確実に行う。
  - 万一、飼うことができなくなったときは、環境衛生課、各支所・出張所に連絡してください。
- 登録手数料 3,000円
  - 鑑札再交付手数料 1,600円
  - 注射済票交付手数料 550円
  - 注射済票再交付手数料 340円

## 火葬

問 環境衛生課

## 火葬場

名称	住所	電話番号
五色台聖苑	海草郡紀美野町 国木原577-4	TEL 073-489-5505

## 火葬料等

区分	市民	市民外
12歳以上	20,000円/1体	50,000円/1体
12歳未満	10,000円/1体	25,000円/1体
16週以上の死胎	10,000円/1胎	25,000円/1胎
16週未満の死胎	5,230円/1胎	13,080円/1胎
その他	5,230円/1件	13,080円/1件

発見!

### わたしのまちのユニバーサルデザイン

#### 感知式の水道蛇口



握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

## 改葬

問 環境衛生課

現在使用中の墓地や納骨堂に埋葬・埋蔵・収蔵されている遺骨を、墓地の移転や墓じまいなどで他の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」と言います。

改葬を行うまでに、現在遺骨が納められている墓地や納骨堂のある自治体で、改葬の許可を受けておく必要があります。

紀の川市内の墓地から改葬を行う場合は、環境衛生課または各支所で改葬許可申請を行ってください。

## 消費生活相談窓口

問 商工労働課

巧妙な手口による高額な商品の購入・サービスの勧誘といった悪質商法による被害は、決して人ごとではありません。「おかしいな」「怪しいな」と思ったら、勇気を出してキッパリ・ハッキリ断りましょう。困ったときやトラブルに巻き込まれたときは、一人で悩まずに消費生活相談窓口や消費生活センターに、すぐに連絡してください。(各相談窓口→P49)

## クーリング・オフを活用しましょう

クーリング・オフとは、いったん契約してしまっても法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。ただし、訪問販売でも、乗用車や使用してしまった消耗品等一部適用されないものもあります。※通信販売はクーリング・オフできません。

### クーリング・オフの方法

- 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内に、はがき等の書面やメールで行います。郵送の場合は、簡易書留等記録の残る方法で郵送します。
- 「契約を解除する」旨を明記し、既払い金の返金、商品の引き取り等を求めます。
- 文書・はがき(表・裏)のコピーおよびメールを保管します。
- 個別クレジット契約をした場合は、同時に信販会社にも「契約を解除する」旨を通知します。

#### <事業所への通知例>

簡易書留  
(事業者住所)  
(事業社名)  
御中

通知書  
契約年月日 ○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社 ○○○株式会社  
販売担当者 ○○○○  
上記契約は解除します。  
支払い済みの○○○円を返金し、商品お引き取りください。  
(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

#### <信販会社への通知例>

簡易書留  
(信販会社住所)  
(信販会社名)  
御中

通知書  
契約年月日 ○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社 ○○○株式会社  
販売担当者 ○○○○  
上記契約は解除します。  
(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

## 情報公開制度

問 総務課

市が持っている公文書を請求に応じて開示します。ただし、開示することによって、個人のプライバシーや法人、団体等の正当な権利や利益が侵害されたり、市の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと判断した場合は開示できません。

## 個人情報保護制度

問 総務課

個人情報を保護するために、市が持っている個人情報の取扱いに関する事項を法令等で定めています。自己に関する個人情報について、開示請求する権利と、開示された個人情報に誤りがあれば訂正するように請求する権利、不適法な利用があれば利用停止するように請求する権利が保障されています。

## 農業・林業

問 農業振興課・林務課・農業委員会事務局

## 農業振興地域制度

優良農地について農用地区域を定め、その区域では原則として農地転用を禁止し、農業振興の基礎となる農用地の確保を図っています。農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となります。

## 有害獣被害防止対策事業

農作物を有害獣から守るために、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の設置に係る経費を支援します。

## 有害鳥獣捕獲事業

有害鳥獣の被害防止のために、アライグマの捕獲檻の貸し出しや、猟友会と連携してイノシシ等の捕獲活動を行っています。

## 農業者の認定制度

農業者が経営の改善を目的に計画を作成する認定農業者の制度や、農業経営を開始して5年を経過していない農業者が、達成すべき目標を立て計画を作成する認定新規就農者の制度があります。認定を受けた人には各種支援制度があります。

## 森林の届出

地域森林計画の対象となっている森林において立木を伐採するときには、森林法に基づく伐採の届出等を市へ提出する必要があります。

森林の所有者が変更になった場合は市への届出が必要となります。

## 農地の売買、貸借、転用

農地を売買・貸借したり、宅地等に転用するとき、農地法に基づき県知事や農業委員会の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

なお、許可等を受けないで行った農地の売買・貸借や転用には、法的な効力がないだけでなく、処分または罰則が適用される場合があります。



(広告)

ビル総合管理業を中心に、地域に貢献します

### 創業33年の実績と信頼

株式会社クリーンテックでは、お客様の建物に関する様々なご要望にお応えし、ご利用者様が安全かつ快適にご利用いただける空間をご提供いたします。

- 各種清掃業務
- 警備業務
- ホテル関連管理業務
- 産業廃棄物収集運搬業務
- 設備運転保守管理
- マットレス業務/害虫駆除
- 事業系一般廃棄物収集運搬業務
- 貯水槽清掃
- 草刈剪定業務

ビル管理事業を通じて、お客様にコストダウンをご提案いたします。お気軽にお問い合わせください。

株式会社 **クリーンテック**  
CLEAN TECH Co., Ltd.

〒640-8142 和歌山市三番丁54番  
TEL 073-425-0111(代) FAX 073-425-0122 営業時間 9:00~18:00 休業日 土・日・祝

## 農業者年金

問 農業委員会事務局

農業者の安心で豊かな老後のために、農業者年金の加入を推進しています。納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象になる等、税制上の優遇措置があります。

### 水路の適正な管理について(お願い)

大雨が降ったときに、水路にゴミや草が落ちていると水があふれる原因となります。水路はこまめに草刈りや清掃を行うなど、適正に管理してください。

また、大雨が予想される場合には、あらかじめ農地への引き込みのためのせき板を外すなど協力もお願いします。

問 農地整備課

## 商工・労働

問 商工労働課

### 紀の川市シルバー人材センター

高齢者の生きがいの充実と健康の増進のため、市内在住の60歳以上の方が会員となって、草刈りや農作業などの臨時的、かつ短期的な仕事に就いています。

関心のある人は、お問い合わせください。

平日の午前8時45分～午後5時30分

TEL 0736-67-7333(紀の川市シルバー人材センター)

## 創業支援

・創業セミナー

紀の川市内で創業を考えている人を対象に創業セミナーを開催しています。年1回、2か月程度にわたるカリキュラムで、経営・財務・人材育成・販路開拓などの創業に必須となる知識が習得できます。くわしくはお問い合わせください。

・創業支援補助金

創業セミナーを一定回数以上受講した人が創業する場合には、創業にかかった費用の一部を補助します。

## 小規模事業者支援

・小規模事業者経営資金利子補給制度

小規模事業者を対象に、借入金の支払利息の一部を市が補給します。

**申請方法** 紀の川市内の商工会にお問い合わせください。

紀の川市商工会 TEL 0736-74-3000

那賀町商工会 TEL 0736-75-4026

## 建設

問 住宅政策課・都市計画課

### 開発について

紀の川市内で開発を行う場合は、「都市計画法」および「紀の川市開発指導要綱」に沿って事業を実施してください。また、開発を行おうとする場合は、事前に、都市計画課と協議してください。

### 建物の建築

都市計画区域内および確認適用地区※において、建物を建築する場合は、建築確認申請の手続きが必要となります。なお、都市計画区域外であっても、工事届が必要となります。

※確認適用地区：高野全域、竹房の一部

### 都市計画、建築基準法上の建築制限

都市計画区域内で建物を建築する場合は、建物の大きさ等の制限があります。主要な制限は下記のとおりです。

※都市計画、建築基準法上の建築制限

地域		建ぺい率(%)	容積率(%)
都市計画区域内	用途地域	第2種低層住居専用地域	60 100
		第2種住居地域	60 200
		近隣商業地域	80 200
特定用途制限地域	自然保全地区	70 200	
	農住共生地区	60(桃山)・70 200	
	産業業務地区	60(桃山)・70 200	

知りたい場所の地域や用途、その他、宅地造成工事規制区域、都市計画道路、斜線制限、日影制限等の規制がありますので、くわしくはお問い合わせください。

### 道路に張り出している樹木等の管理について(お願い)

市道に張り出した樹木で、通行に支障があると感じたことはありませんか？

張り出した樹木は、車両や歩行者の通行の妨げとなりますので、所有者(管理者)は、伐採や枝払い等定期的な管理をお願いします。

みなさんが使う大切な道路です。ご協力よろしくお願いします。

問 建設総務課

## 地籍調査

問 建設総務課

地籍調査は、国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)に基づく調査の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものです。

「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。

我が国において、土地に関する記録として広く利用されている登記所に備え付けの地図(公図)は、その半分ほどが、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図(字限図)等をもとにしたものです。

公図は、境界、形状等が現実とは違う場合があります。また、土地登記簿に記載された土地の面積も、正確でない場合があるのが実態です。地籍調査の成果(地籍簿および地籍図)の写しは登記所に送付し、登記所において、これまでの土地登記簿は更新され、地籍図は不動産登記法第14条地図として備え付けられます。これらは、その後の土地取引の円滑化、土地にかかるトラブルの未然防止、災害等復旧事業を円滑に進めることにつながります。

### 地籍調査の成果に関する資料の交付手数料

- ・筆界点座標値(1筆 500円)
- ・図根点座標値(20点ごとに 500円)
- ・地籍集成図(A3:1枚 500円)
- ・地籍調査の成果に関する証明(1件 200円)



発見!

### わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみよう。

#### 段差のないUDブロック

段差がないから安全に歩ける



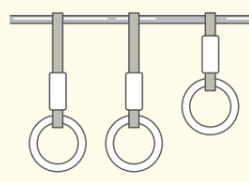
杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

#### 路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

#### 高さの違うつり革



身長の高さに合わせて使える高さの違うつり革。



## 放置自転車

問 交通政策課

駅や歩道等の公共の場所に自転車を長期間放置しないでください。駐輪場に放置されれば、駐輪スペースがなくなり、また歩道の点字ブロック上に放置されれば視覚障害者等の通行の妨げになる等多大な迷惑を被ります。

この他、自転車が放置されることによって、自転車窃盗等の犯罪を誘発する起因となります。このような放置自転車には紀の川市条例に基づき、警告札を貼付し、期間内に移動されない場合は撤去措置を講じます。(撤去費用は所有者より徴収させていただく場合があります。)

## 紀の川市営駐車場

問 交通政策課

通勤・通学・お出かけの際に、鉄道やバス等の公共交通をご利用いただく「パークアンドライド」を推進するために、JR粉河駅前において市営駐車場を開設しています。

### 駐車場の情報

名称	第1駐車場(駅北側)	第2駐車場(駅南側)
場所	紀の川市粉河1514-4 (駅まで徒歩2分)	紀の川市粉河826 (駅まで徒歩3分)
収容台数	64台	32台
使用料	月極利用の場合 月額 5,200円 1日利用の場合 日額 500円	
利用申込先	紀の川市商工会(駅南側) 住所:紀の川市粉河878-2 TEL 0736-74-3000 ※ご利用を希望される場合は、事前にお問い合わせください。	



## 防犯カメラ設置費補助事業

問 危機管理消防課

紀の川市では、地域防犯のために必要な箇所に防犯カメラを設置する自治区に対し、その設置費用を補助することにより、安全・安心なまちづくりを推進し、市民の安全確保を目的に、防犯カメラ設置費補助事業を実施しています。

### 補助事業の内容について

- ①交付対象は防犯カメラを設置する自治区で、撮影対象区域内の地域の合意が形成されており、設置場所の権限を有し、警察署の助言を受ける必要があります。
  - ②補助金の額はカメラ1台の設置に要する対象経費の金額の2分の1(1000円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てた額)とし、10万円を限度とします。但し、1年度内における補助金交付の対象となる防犯カメラの台数は1自治区あたり2台以内とします。また、1会計年度において、受けられる補助金は予算内の範囲とします。
- ※防犯カメラの電気代、故障・事故等の修繕費、地代、防犯カメラの操作指導料、及び既存の設備の撤去費等は設置地区負担となります。

# 議会・選挙

## 市議会

問 議事調査課

### 議会運営の流れ

市議会は、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。市議会で行われる会議には、本会議と委員会があります。

### 本会議

市長から提出される議案等を審議し、市議会の最終的な意思を決める会議です。また、各定例会では、議員が市の事務について質問したり意見を述べたりする一般質問が行われます。

### 委員会

議会の最終的な決定は、本会議で行われますが、案件を効果的、専門的に審査するために委員会が設けられています。委員会には、常に設置されている「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」があり、また、議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。

### 請願・陳情

請願や陳情は、地方公共団体の機関に対して要望等を行うもので、誰でも提出することができます。「請願」は、議員(1人以上)の紹介が必要であり、紹介の必要のないものが「陳情」です。どちらも議長宛に提出してください。

### 傍聴

#### 本会議の傍聴

本会議は一般に公開されており、誰でも傍聴することができます。傍聴スペースには、一般席30席、報道関係者席、また補聴支援用の磁気ループ補聴システムや車いす利用者用スペースがあります。

#### 委員会の傍聴

委員会の傍聴は、本会議と異なり委員長の許可を必要とします。傍聴を希望する人は、事前に議会事務局まで申し出てください。

### 議会だより

市議会での審議の内容を、定例会ごとに年4回(2月、5月、8月、11月の1日付け)発行し、各ご家庭に配布しています。

### 紀の川市議会ホームページ(市ホームページ内)

議員名簿、委員会構成、議会日程、一般質問、議決結果、本会議会議録、市議会だより等を掲載しています。

## 選挙

問 総合行政委員会事務局(選挙管理委員会)

### 投票所

選挙当日の投票所および投票日時は、選挙時に郵送する投票所入場券でご確認ください。

### 期日前投票

選挙当日に都合で投票できない人は、事前に期日前投票をすることができます。期日前投票のできる期間は、各選挙の公示日翌日または告示日翌日から投票日前日までです。期日前投票所の場所および投票時間は、投票所入場券の裏面に記載のとおりです。

### 不在者投票

仕事や旅行等で、選挙期間中、紀の川市以外の市区町村に滞在している人や都道府県選挙管理委員会があらかじめ指定した老人ホーム、病院等に入居・入院されている人は、不在者投票ができます。また、身体障害者手帳、介護保険の被保険者証等をお持ちの人で一定要件に該当の人は、申請して認められれば郵便等による不在者投票ができます。



## 生涯学習施設

施設名称	所在地	電話番号
打田生涯学習センター	西大井363	TEL 77-3140
古和田教育集会所	古和田696	TEL 77-3140
東国分教育集会所	東国分91-1	(打田生涯学習センターへ)
東大井教育集会所	東大井393-3	
粉河ふるさとセンター	粉河580	TEL 73-3312
那賀総合センター	名手市場1456	TEL 75-2221
西元町教育集会所	名手市場22	TEL 75-4741
総合センター桃山会館	桃山町調月384	TEL 66-2288
貴志川生涯学習センター	貴志川町長原447-1	TEL 64-2273
河北図書館	西大井363	TEL 78-2010
河南図書館	貴志川町神戸327-1	TEL 64-4614
川原公民館	野上95-2	TEL 73-3312 (粉河ふるさとセンターへ)
上名手公民館	江川中872	TEL 75-2594
名手公民館	名手市場665	TEL 75-3579
那賀公民館	那賀総合センター内	TEL 75-2221
王子公民館	後田91	TEL 75-4000
麻生津公民館	北涌489	TEL 75-3873
丸栖コミュニティセンター	貴志川町丸栖658	TEL 64-7270
東貴志コミュニティセンター	貴志川町岸小野180	TEL 64-3877
西貴志コミュニティセンター	貴志川町長山24	TEL 65-2211
中貴志コミュニティセンター	貴志川町上野山28	TEL 65-1155
ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場1-2	TEL 66-1107
歴史民俗資料館	東国分671-1	TEL 77-0090
史跡紀伊国分寺跡歴史公園	東国分	TEL 77-0090 (歴史民俗資料館へ)
旧名手宿本陣	名手市場641	TEL 75-3129
旧南丘家住宅	粉河3310	TEL 77-2511 (生涯学習課へ)
青少年センター	貴志川町上野山256	TEL 64-9888

※市外局番は0736

### 打田生涯学習センター

打田生涯学習センターは、紀の川市役所本庁舎の西隣に位置し、打田地区公民館と河北図書館を併設する生涯学習施設です。

打田地区公民館には、防音設備を設け壁面に鏡を設置したスタジオ、電動ろくろや電気がまを設置した陶芸・工作室、スクリーンを設置した視聴覚室、会議・講演会等さまざまな用途に対応可能な学習室があります。

河北図書館は、10万冊を超える資料を備えており、市民の学習・文化活動を支援すると同時に、市民の憩いの場として活用いただけます。

**所在地** 紀の川市西大井363(市庁舎西隣り)

**TEL** 0736-77-3140

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 粉河ふるさとセンター

粉河ふるさとセンターは、京奈和自動車道紀の川東インターから約3kmの距離で紀の川のほとりに位置する複合施設です。コンサートや演劇等に利用できる752人収容の大ホールならびに床面積260㎡の多目的に使用できる小ホールを併設する文化施設と最大収容人数84人の視聴覚室をはじめ会議室2室、調理室、美術室、和室を備える公民館施設と各種イベントに利用いただくことができる野外ステージがあります。

**所在地** 紀の川市粉河580

**TEL** 0736-73-3312

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで  
※文化ホール等は第2火曜日休館

### 那賀総合センター

那賀総合センターは紀の川市東部地域に位置し、周辺には国指定史跡である旧名手宿本陣や県指定文化財の光明寺の松といった歴史と文化のある閑静な町並みの中にあります。

センターでは地域の文化祭等様々な行事を行っており、公民館活動の拠点にもなっている等、年齢に関係なく幅広い人々が集える場となっています。

**所在地** 紀の川市名手市場1456

**TEL** 0736-75-2221

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 総合センター桃山会館

総合センター桃山会館は、地域の学習拠点として、公民館講座や各種教室の開催、自主学習活動、ボランティア活動の支援等に取り組みながら、地域住民の方々にとって最も身近に感じられるような、誰でも利用しやすい総合的な地域活動の拠点施設です。

**所在地** 紀の川市桃山町調月384

**TEL** 0736-66-2288

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 貴志川生涯学習センター

貴志川生涯学習センターは、文化ホールと地区公民館の併設館です。文化ホールは「かがやきホール」として年数回の自主文化事業や発表会、講演会等に利用され、公民館は様々なクラブ活動や公民館講座を開催しています。生涯学習の拠点として活動を支援する施設です。

**所在地** 紀の川市貴志川町長原447-1

**TEL** 0736-64-2273

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで  
※文化ホール等は第2火曜日休館

### 地区公民館の分館

### 丸栖コミュニティセンター

**所在地** 紀の川市貴志川町丸栖658

**TEL** 0736-64-7270

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日・火曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 東貴志コミュニティセンター

**所在地** 紀の川市貴志川町岸小野180

**TEL** 0736-64-3877

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日・火曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 西貴志コミュニティセンター

**所在地** 紀の川市貴志川町長山24

**TEL** 0736-65-2211

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日・火曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 中貴志コミュニティセンター

**所在地** 紀の川市貴志川町上野山28

**TEL** 0736-65-1155

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日・火曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### ふれあいコミュニティセンター

**所在地** 紀の川市桃山町市場1-2

**TEL** 0736-66-1107

**開館時間** 午前9時～午後5時まで(ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで)

**休館日** (1)月曜日・火曜日  
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで



## 図書館

	河北図書館	河南図書館	移動図書館
住所	〒649-6417 紀の川市西大井363	〒640-0413 紀の川市貴志川町神戸327-1	〒649-6417 紀の川市西大井363
電話番号	TEL 0736-78-2010	TEL 0736-64-4614	TEL 0736-78-2010
愛称	ひこぼし	おりひめ	かささぎ号
開館時間	【平日】 午前9時30分～午後7時 【土日祝日】 午前9時30分～午後6時	【平日】 午前10時～午後7時30分 【土日祝日】 午前10時～午後6時	【平日】 午後2時～午後4時30分 【土日】 午前10時20分～午後2時20分
休館日	月曜日・第4火曜日(祝日と重なるときは翌日) 特別整理期間、年末年始	木曜日・第3火曜日(祝日と重なるときは翌日) 特別整理期間、年末年始	月曜日・木曜日(祝日と重なるときは翌日) 年末年始
特徴	・豊富なタイトル数が自慢の雑誌コーナー ・書架間の幅が広く車イスでも楽々移動することができます ・明るく開放的な館内 ・公民館との複合施設なのでギャラリー展示も楽しめます	・飲み物の持込可能な学習コーナー(46席)を備え、その他、個別机等利用目的に応じた多様な閲覧席が計90席あります。 ・館内はWi-Fiが利用できます。	・かささぎ号は2トン車を改造した特注車両で約2000冊の本を積んで市内(粉河・那賀・桃山地区)を走ります。 ・車体はかささぎの翼をイメージしたネイビーブルーにいろんな星座が描かれています。

## 紀の川市歴史民俗資料館

紀の川市歴史民俗資料館は、史跡紀伊国分寺跡に隣接して建てられています。

紀の川市の古代文化や歴史をきめ細かく解りやすく数々の展示物で紹介しています。

**所在地** 〒649-6405 紀の川市東国分671-1

**交通** JR和歌山線 下井阪駅から北へ徒歩10分

**TEL** 0736-77-0090

**開館時間** 午前9時から午後4時まで

**休館日** (1)月曜日・火曜日 (2)国民の祝日の翌日  
(3)12月29日から翌年1月3日まで



## スポーツ施設

施設予約については、P94～95の打田生涯学習センター、粉河ふるさとセンター、那賀総合センター、総合センター桃山会館、貴志川生涯学習センターにお問い合わせください。※指定管理者制度導入施設

施設	住所	電話番号	FAX	面数	使用料(1面1時間当たり)	
					市内	市外
市民公園多目的広場(打田若もの広場)※	花野604	TEL 0736-77-4051	FAX 0736-78-3451	2	550円	1,100円
粉河河北緑地(粉河運動場)	粉河地先紀の川河川敷	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	6		
粉河西部運動場	北志野560	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	1		
粉河中部運動場(旧粉河中学校運動場)	粉河1479	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	1		
愛宕池公園多目的グラウンド	麻生津中1068	TEL 0736-75-2221	FAX 0736-75-2659	2		
奥安楽川広場	桃山町善田362	TEL 0736-66-2288	FAX 0736-66-2289	1		
貴志川スポーツ公園ソフトボール場	貴志川町井ノ口1411-10	TEL 0736-64-5344	FAX 0736-64-8983	3		
長山ふれあい公園多目的広場	貴志川町長山277-735	TEL 0736-64-2273	FAX 0736-64-9750	1		

### 野球場

施設	住所	電話番号	FAX	面数	使用料(1面1時間当たり)	
					市内	市外
貴志川スポーツ公園野球場	貴志川町井ノ口1411-10	TEL 0736-64-5344	FAX 0736-64-8983	1	1,100円	2,200円

### 体育館

施設	住所	電話番号	FAX	面数 (バレーコート数)	使用料(1面1時間当たり)			
					市内	市外		
市民体育館(メインアリーナ)※	花野604-2	TEL 0736-77-4051	FAX 0736-78-3451	3	880円	1,760円		
市民体育館(サブアリーナ)※				1				
粉河体育館(旧粉河中学校体育館)	粉河1479	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	3				
粉河武道館(旧粉河中学校格技場)	粉河1479	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	1				
那賀体育館	名手西野114-1	TEL 0736-75-4141	FAX 0736-75-4141	3			550円	1,100円
桃山勤労者体育センター	桃山町調月349-1	TEL 0736-66-2288	FAX 0736-66-2289	2				
貴志川体育館	貴志川町長原447-1	TEL 0736-64-2273	FAX 0736-64-9750	3				

### テニスコート

施設	住所	電話番号	FAX	面数	使用料(1面1時間当たり)	
					市内	市外
市民公園テニスコート※	上野354-83	TEL 0736-77-1677	FAX 0736-77-1677	6	550円	1,100円
粉河河北緑地(粉河運動場)テニスコート	粉河地先紀の川河川敷	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	4		
愛宕池公園テニスコート	麻生津中1068	TEL 0736-75-3434	-	2		
貴志川スポーツ公園テニスコート	貴志川町井ノ口1411-10	TEL 0736-64-5344	FAX 0736-64-8983	8		

### 夜間照明

施設	住所	電話番号	FAX	面数	使用料(1面1時間当たり)	
					市内	市外
粉河西部運動場	北志野560	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	1	1,650円 (内ナイター料1,100円)	3,300円 (内ナイター料2,200円)
粉河中部運動場(旧粉河中学校運動場)	粉河1479	TEL 0736-73-3312	FAX 0736-73-8353	1		
那賀中学校	穴伏462-1	TEL 0736-75-2221	FAX 0736-75-2659	1		
調月小学校	桃山町調月1101	TEL 0736-66-2288	FAX 0736-66-2289	1		
貴志川スポーツ公園ソフトボール場	貴志川町井ノ口1411-10	TEL 0736-64-5344	FAX 0736-64-8983	1		
市民公園テニスコート※	上野354-83	TEL 0736-77-1677	FAX 0736-77-1677	6	1,100円 (内ナイター料550円)	2,200円 (内ナイター料1,100円)
貴志川スポーツ公園テニスコート	貴志川町井ノ口1411-10	TEL 0736-64-5344	FAX 0736-64-8983	5		

## ゲートボール場

施設	住所	電話番号	FAX	面数	使用料(1面1時間当たり)	
					市内	市外
市民公園ゲートボール場※	上野354-83	TEL 0736-77-1677	FAX 0736-77-1677	3	220円	440円
愛宕池公園ゲートボール場	麻生津中1068	TEL 0736-75-3434	-	1		

## パークゴルフ場

施設	住所	電話番号	FAX	使用料(1ゲーム(9ホール2周))			
				大人 (中学生以上)	小人 (小学生以上)	高齢者 (65歳以上)	障害者
紀の川市パークゴルフ場	窪598-1	TEL 0736-78-1977	FAX 0736-78-1977	440円	220円	330円	330円

## トレーニングルーム

施設	住所	電話番号	FAX	使用料(1回2時間)		定期利用(1か月)	
				市内	市外	市内	市外
那賀体育館トレーニングルーム	名手西野114-1	TEL 0736-75-4141	FAX 0736-75-4141	220円	660円	1,100円	5,500円
貴志川トレーニングプラザ	貴志川町長原447-1	TEL 0736-64-1350	-				
市民体育館トレーニングルーム※	花野604-2	TEL 0736-77-4051	FAX 0736-78-3451	440円	660円	3,850円	5,500円

## 陸上競技場

施設	住所	電話番号	FAX	使用料(1時間)
桃源郷運動公園陸上競技場(専用使用)				3,140円
桃源郷運動公園陸上競技場(個人使用)	桃山町最上1147-11	TEL 0736-66-2558	FAX 0736-66-2558	210円
サブグラウンド				1,040円

設備	使用料	設備	使用料
放送設備(一式)	1回2,090円	メインスタンド会議室1	1時間520円
全自動計時装置(一式)	1回10,470円	メインスタンド会議室2	1時間310円
陸上競技用具・器具(一式)	1種目1回3,140円	管理事務所会議室(1室)	1時間310円
陸上競技附帯設備(一式)	1種目1回1,040円	電動ライン代	1回3,140円
サッカー競技用具(一式)	1回3,140円	イベント用テント	1張1回520円
ハンドマイク・拡声装置	1台1回210円	ストップウォッチ	1個1回100円

## プール

施設	住所	電話番号	FAX	幼・小・中学生	高校生・一般
市民公園プール※	上野354-83	TEL 0736-77-1677	FAX 0736-77-1677	220円	320円
那賀B & G海洋センター	名手市場405	TEL 0736-75-5510	-	220円	320円



紀の川市暮らしのガイドブック

# 生活ガイド インデックス

- 那賀医師会(紀の川市) …… 100
- 医療機関マップ …… 104
- 那賀歯科医師会(紀の川市) …… 101
- 家づくり・リフォームの基礎知識 …… 108
- 那賀薬剤師会(紀の川市) …… 101
- 空き家を放置するとどうなるの? …… 112
- 紀の川市商工会 …… 102
- 話題のお店 …… 114
- 那賀町商工会 …… 103
- 葬儀とお墓の豆知識 …… 118



「生活ガイド」ページは、暮らしに役立つ情報を掲載しております。  
なお、地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載  
いただきました施設の情報のみ表示しています。

(広告)

医療法人 悠和会

## 上岩出内科・消化器内科

院長 小林 透

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:00~12:00	○	○	○	○	○	○	△
13:00~16:00	※	※	※	※	※	△	△
16:30~19:30	○	○	△	○	○	△	△

※予約診療

岩出市野上野66-1

TEL 0736-69-5500  
FAX 0736-69-5800

https://www.kamiwade.com